

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (21 . 3 定)			
日 時	平成 2 1 年 9 月 2 9 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、山口副委員長、秋元・鈴木・吹田・高橋・北野・ 横田・大竹 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部参事、保健所長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました新谷です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ市長、理事者の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には山口委員が選出されていることを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、吹田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

北野委員

予算を上回る地方交付税の用途について

市長と財政部にお尋ねします。

議案第 1 号に関連してですが、今回の補正予算で、平成21年度の当初予算を上回った地方交付税が計上されているわけですが、交付税の配分いかにかわらず、必ず、今回、事業として計上しなければならなかった事業は何々で、その合計金額は幾らかということをまずお答えください。

（財政）財政課長

本定例会で計上した最終予算のうち、地域経済活性化等推進資金基金積立金が 2 億 6,100 万円のほか、国・道支出金の平成20年度超過交付額返還金が約 1 億 3,380 万円、それから税等過誤納金還付金 3,500 万円など、一般財源総額で 4 億 2,067 万円計上しております。そのうち、国・道支出金の超過交付金返還金などは、近年、3 定補正で 8,000 万円から 1 億 2,000 万円程度、計上しておりますけれども、当初予算編成時にはある程度こういうような計上をしていることから、予測はできましたが、金額そのものは出納整理期間終了後に確定するわけですから、当初予算からこういったものを見積もることは難しいというふうに考えております。

北野委員

難しいけれども、しかし返還金は返さなければならないから、これは当然、第 3 回定例会で予算措置をしなければならないということになりますね。

（財政）財政課長

そのとおりだと思います。

北野委員

市長にお尋ねしますが、本会議でも伺いましたが、当初予算は歳入歳出、当然、差引きとんとんになっているのです。そうすると、今、財政課長が答弁した事業は、財源いかにかわらず、第 3 回定例会などで予算措置しなければならないから、当初予算を組んだとき、心配はするでしょうけれども、こういう事業は予測されるわけですから、当然、財源は諸収入で見ざるを得ないと、赤字を予想したのではないのか、違いますか。

市長

道なり国の超過交付金ですが、これが超過になるのか、不足になるのかというのは、精査しなければわからないのです。ですから、こういうものを、足りなければ翌年度来ますけれども、多く来たものは返さなければならない。

ですから、両方がありますので。

（「ではそれは除いていいですよ、それは」と呼ぶものあり）

ですから、プラス・マイナス・ゼロになればいいのですけれども、どちらかはあるだろうと。これは推測はされますけれども、そのことを念頭に予算を組むという状況ではまだありませんから、全然想定はしていません。

（「いや、だからその介護と後期のほうは除いてですよ」と呼ぶものあり）

北野委員

だから、今、課長が前段に答弁した税等過誤納返還金とか、国・道の超過交付金返還金とか、そういうのは当然予測されたわけですから、差引きとんとんになっても財源がないわけです。だからこれらを考えれば、少なくともこの分は赤字を覚悟して予算編成したのではないですかと聞いているのです。

市長

当然、超過交付であれば返還しなければなりませんから、財源のあるなしにかかわらず返さなければなりません。それは当然何らかの予算措置をするということです。

北野委員

次に、今回、歳出に計上されている地域経済活性化資金基金 2 億 6,100 万円についてですけれども、これについては、交付税で見られるけれども、総額として、その分多く来るかどうかはわからないということでしたが、今回、予算計上されています。ところが、第 1 回定例会のときに聞いたら、先ほど紹介したような答弁だったのです。だから、来なかったら穴があくから、赤字になってしまうから、慎重に見極める。それはいろいろと議論はあるけれども、いいと思うのです。そうすれば、第 1 回定例会のときの、歳出は当然組んでいないから、歳入の中でこの 2 億 6,100 万円というのはどこにもないわけです。だから、来るかどうか分からないと私に説明しておきながら、実際には歳出にも組んでいないわけだから、当てにしていないから、交付税が当初予算よりも 2 億 6,100 万円余計に来なければ、計上できないということになっていたのではないですか。だから、当初の説明と違うのではないですか。当初予算どおり来たら計上する。しかし、財源措置はもうないわけです。余分に来なかったら、実態は交付税で財源措置するということではできないということではなかったのですか。だから、当初の第 1 回定例会や第 2 回定例会での私への説明は、少し違っているのではないかと思うのですが、どうですか。

財政部長

予算編成上のこともありまして、説明させていただきましても、確かにこの交付税で入りました地域雇用推進費 2 億 7,900 万円は、今回、2 億 6,100 万円を積み立てさせていただきますけれども、仮に交付税が予算で見ている以上に増えなかったとした場合に、この対応をどうしたかというのは、非常に難しい問題だったと思います。基本的に、私どもは赤字を抱えておりますので、交付税の中では見られたけれども、総額として予算を上回らなかったという場合には、大変やはり難しい判断があったかとは思いますが、その場合には、今回、提案させていただいています、2 億 6,100 万円を基金に積み立てるといようなことまで決断できたかどうかというのは、ちょっと難しいかとは思いますが。けれども、そのときのいろいろな情勢を見極めて、どのような予算措置が可能か、その時点で判断したということではないかと思っています。

北野委員

私はそういうことを聞いているのではないのです。第 1 回定例会や第 2 回定例会で、交付税で見られているのになぜ組まないかということに対して、予算どおり交付税が来るかどうか分からないから、見極めてからだと、こういう説明を第 2 回定例会まで繰り返してきたのです。ところが実態としては、第 1 回定例会の予算の中に、これは財源として使っていないのですから、だから 2 億 6,100 万円交付税が予算よりも上回らない限り提案できないということになっていたのではないですか。だから、私に対する市長からの説明が違っているでしょうということを聞いているのです。まず、そのところをはっきりさせてください。

財政部長

第 1 回定例会なり第 2 回定例会で御質問いただいたときに、この経費が当初予算で交付税で見たように、ちゃんと思ったかどうか、それを確かめなければ、その後の対応は考えられないと答弁したのはそのとおりでございます。それで、今回提案申し上げておりますのは、その中で入ったことの確認ができ、また予算を上回ることもできたので、この部分のその趣旨を踏まえて、基金という形で使わせていただきたいと申し上げているわけです。ですから、仮に、これが上回らなかった場合には、大変難しい判断があったのだらうということをお先ほど申し上げたというところなんです。

北野委員

私が代表質問で聞いたら、私もアバウトな質問だったから、市長も勘違いして怒ったのではないかというふうに思いましたけれども、この問題は、私に対する第 1 回、第 2 回定例会の答弁どおりに私は理解していましたから、なぜ今回、2 億 6,100 万円を、予算を上回って交付された交付税を財源にして、予算計上したのかというのが疑問だったから聞いたのです。そうしたら、当初予算には、これは財源としては見込んでいなかったということがわかったのです。見込んであるというふうに思っていたから、赤字解消に回すためではないかと。そのほかのこともありましたけれども、だから、それは市長をはじめ理事者の説明が正確でなかったのです。あのように市長が怒る原因となったのです。みずからがまいた種だということだけは指摘しておきます。私に対する議会答弁が違っていたのです。だから、私はそれをまともに、うそをついているなどとは思わないで受け止めていたから、あのような質問になったのです。これが一つです。

それからもう一つは、本会議で、赤字解消だろと言ったら、赤字解消に回したのではなくて、実質的な赤字額を増やさずに予算編成ができた、何か胸を張っているような答弁をしているのです。それは、まさか市長の側から赤字解消に回したとは言えないから、そういうふうにしたと思うのですけれども、この財源の使い方についてですけれども、4 億 6,600 万円上回ったわけですが、百歩譲って、基金に積んだ 2 億 6,100 万円はそういうことだったと、私への説明が違っていたということを私が認めてこれを除いたとしても、4 億 6,600 万円から 2 億 6,100 万円引くわけですから、まだ 2 億円くらい残っているのです。これは、赤字の解消に回したと言ってもいいでしょう。

財政部長

前段の説明がどうかは別といたしまして、私どもはきちんと説明していると思っておりますけれども、基金の積立てを除いた以外のお話かと思いますが、いわゆる返還金ですとか、税等過誤納金還付金に充てる財源の問題かと思いますが、赤字解消に充てたのかという御質問でしたので、本会議の答弁で申しましたのは、それは累積で抱えています 6 億数千万円の赤字の解消のために充てたのかという御質問というふうに受け取りましたので、そうではなくて、この第 3 回定例会の補正予算で、返さなければならぬ財源としてそれを使うと。結局は、それが赤字を増やさずに編成することができたという意味で答弁をさせていただきました。

北野委員

そのとおりだとしても、国・道の支出超過交付返還金とか、それから税等過誤納返還金です。こういうものは、財源いかんにかかわらず、これはどうしても予算措置しなければならないから、当初予算どおり交付税が来た、それしか来なかったということになれば、財源は諸収入で組まざるを得ないわけでしょう。だから、たまたま 4 億 6,000 万円余計に来たから、いろいろなことをあなた方はやったけれども、予算どおりだったら、赤字を覚悟でこれらを還付しなければならなかったのですから、そうしたら当然、赤字が増えたと。ところが、今回、4 億 6,000 万円が来たから、それを財源にして、赤字を増やさずに済んだというだけの話でしょう。だから、大きい意味で言えば、実質、赤字解消に充てたということにならないのですか。

私は、ここのところにこだわるのは、そういうことで赤字をこれ以上つくりたくないということで、努力するということはわかります。しかし、今回の財政健全化計画の収支計画は、市民サービスとか、地元業者への仕事を削りに

削って計画を立てているわけですから、4 億 6,000 万円上回ったということは予想しないことだったので、この財源の一部をもって、少しは削ったサービスの回復とか、地元企業への事業の発注を新たにやるべきでなかったのかということを知っているのです。そういうことが全然見えないから、ただ赤字さえ減らせばいいのかというふうに思わざるを得ないから、この問題を聞いているのです。いかがですか。

市長

やっとおっしゃっていることがわかりました。要するに、還付金関係は、諸収入で歳入を組めど。それは赤字が増えてもいいのだと。それで、財源は別な事業で使えど。おっしゃっていることは、そういうことですね。それは、我々としては、そういう財政運営はできないということを話しているということです。

北野委員

開き直ったような、勝ち誇ったような話をしているのだね。私が執行部ではないのだから、当初予算どおりしか交付税が来なかったら、私の言うように、諸収入でもって空財源を組んで、返還金やなんかを措置したわけでしょう。何も胸を張れる話ではないでしょう。だから、そういう点で、財政運営について、市長が当初考えていた赤字覚悟ということは、当初から頭にあったでしょうということを言っても、なかなか認めようとしていないから、だから私はこの問題に立ち入って聞かざるを得なかったのです。

だから、この点でも 4 億 6,000 万円余計に来て、結局、当初、赤字覚悟でやっていたそういう財源に充ててしまったということですから、だからそういう予算の使い方でもいいのか。もう少し建設的な方向に予算を使うべきでなかったのか。全額とは言いません。こういう疑問は残っているということです。

ところで、平成 21 年度予算の見通しについて、第 3 回定例会の時点に立って、まず説明をしていただけますか。

財政部長

今回、提案させていただいております補正予算ベースで申し上げますと、2,000 万円ほどですけれども、単年度収支が若干増える形になっております。平成 21 年度はこれからの残り半年の見込みということになりますけれども、一番危くしておりますのが、やはり景気動向を反映してか、税収が少し下がりそうだというふうに見込んでおります。具体的な数字は、今、計数整理中ですが、そういう大きな懸念があるのと、もう一つはやはり雪の状況かと思えます。大きく、本市だけの事情を言えばそういうことがあります。国のほうの政権が変わったことによる影響というのは、まだ具体的なものは見えておりませんので、少なくとも今年度中に大きな地方財政への影響は、そういうことはないだろうというふうには思っています。それらを含めまして、単年度収支の目標、1 億 1,600 万円ということになると、なかなか厳しい情勢かもしれませんが、精いっぱい努力したいというふうには思っております。

北野委員

それと、第 3 回定例会の時点で、単年度収支で言えば 2,000 万円ぐらい、今、足を出しているというか、赤字を増やしているということになります。そうすると、平成 20 年度決算で、6 億 5,940 万円が累積赤字で出ているわけですから、それに 2,000 万円が加えられるということですね。だからといって、このまま第 4 回定例会で若干の補正をしたとしても、あるいは平成 22 年第 1 回定例会で補正を組んだとしても、財政部長や課長の顔を見るとゆったりとしているのは、小樽市独自で不用額がまた十何億円というふうに出るといふことがあるから、2,000 万円くらいは大したことはないというふうには思っているのではないですか。

財政部長

歳出予算上の予算と執行額を比較して、残った不用額ということだけを言えば、確かに毎年度 15 億円ですとかの額で出てきております。ただ、歳出が落ちることによって、歳入も落ちるといふものがかかなりありまして、一般財源ベースでどれぐらいの余剰金が出るのか把握するのは、なかなか難しいと思えます。経年のことから言いますと、それが 1 億円であったり 2 億円であったり、あるいは 4 億円、5 億円ということも結果としてはあるわけですから

ども、その幅が、先ほども言いましたように、歳入、歳出、いろいろと不確定要素がありますので、なかなか見込みにくいということでございます。

北野委員

平成20年度の不用額は、15億6,200万円ということでしょう。そうしたら、何か4億円、5億円のこともあるというから、19年度、18年度、17年度の不用額は、それぞれ幾らでしたか。

（財政）財政課長

今、財政部長が申したのは、一般財源ベースの不用額で、総額の金額としましては、19年度が15億6,000万円、18年度が18億1,300万円、17年度が14億4,000万円というふうになっております。

北野委員

そうすると、先ほど財政部長が言った、第3回定例会時点で単年度の赤字を2,000万円くらい増やしていても、それだけの財源が、多少浮き沈みはあるでしょうけれども、ゆったりするという気持ちはわかるのです。だから、深刻な財政のわりには、悠然と構えて、あまり悩んでいない顔だから、何かからくりがあるのかと思ったら、不用額を当てにしているということだけはわかりました。

だから、これがあるから、これから第4回定例会、平成22年第1回定例会に必要な補正を組む、あるいは不用額の中で、雪が例年どおり降れば、ここから何千万円という不用額は出てこないという可能性があるのは私もわかりますから、さらにそれを差し引いたとしても、まだまだ余裕はあるというふうには私思うのです。小樽市独自で、これだけの不用額が毎年出ているわけですから、多少金額に前後があったとしても、それは今言ったように、除雪費程度なのですから。

だから、そういうことも含めて、そういう見通しがあるのに、市民のためになる予算措置を思い切ってやっていないということは、甚だ遺憾だということをお願いしておきたいというふうに思います。

臨海土地造成事業について

それから次ですが、産業港湾部にお尋ねしますが、小樽港の中央地区再開発事業計画の臨海土地造成事業の起債償還に対して、現在までの同事業の起債償還予定額、売れ残った、未売却のための港湾整備事業で負担している償還額について、説明してください。

また、その財源についても、整備事業の範囲での償還であったのか、一般会計からの繰出しで償還したのか、年度ごとにも触れて説明をしてください。

（産業港湾）管理課長

中央地区再開発事業の臨海土地造成事業であります。平成3年度から13年度の事業で、起債の借入額は20億6,100万円となっております。

起債の最終償還につきましては、平成23年度を予定しております。総額23億5,700万円となっております。

この臨海土地造成事業につきましては、造成しました用地の売却あるいは長期貸付け、短期貸付けなどによる収入によって支払われるのをベースとはしておりますが、その他、特別会計全体での年度ごとの収支を図っているという状況でございます。この償還額、全体の23億5,700万円に対しまして、23年度までの売却、貸付け、短期収入につきましては、21年度以降については見込額も含めてなのですが、11億2,700万円を見込んでおりまして、最終的なこの差額につきましては、12億3,100万円を見込んでおります。

それで、それぞれの収支ということですが、臨海土地造成事業は港湾整備事業特別会計に含まれておりますことから、その全体の収入の中で、年度ごとの起債を償還しているということですが、単純にこの臨海土地造成事業だけで一般会計から持ち出しているということではなくて、特別会計全体で収支を図っているところでございます。

北野委員

私が議員に戻ったのは平成11年の4月ですから、最初のころは、港湾整備事業に限れば、黒字だったと思うのだけれども、私が議員になってしばらくした14年度くらいから、一般会計から持ち出ししないと、やりくりがつかなくなっていると思うのです。この理由は、貨物が入らなくなる、船が入らなくなるということで、港湾の使用料収入が減っているということが原因ですか。

（産業港湾）管理課長

今、北野委員からお話がありましたように、臨海土地造成事業が始まった平成3年度から13年度までは、特別会計から一般会計へ繰出しを行っていました。それから、14年度以降は、逆に特別会計が一般会計から繰入れを行っているという状況が続いてございます。

原因につきましては、今お話がありました港湾関係収入の減というのも影響はあるのですが、大きくは、この港湾整備事業特別会計につきましては、大きな事業を行ったときに、それで借入れを起こすものを、10年から20年かけて償還するというのでありまして、その13年度、14年度につきましては、ちょうど勝納ふ頭の造成事業を終えてから20年くらいというところございまして、勝納ふ頭の償還がある程度償還済みになりました。平成の初めころにつきましては、一般会計への繰出しというのがあったわけですが、逆に平成14年度以降につきましては、港町ふ頭の借入れを平成3年度から行っておりますので、これらの償還額が大きくなってきて、一般会計から繰入れをしているという状況でございます。

北野委員

今、臨海土地造成事業だけについて伺いましたけれども、御答弁で、特別会計の歳入はそれだけではないですから、機能債、岸壁の使用料とか、荷役機械とか上屋とか、そういう機能債も含めてどうであったのかという点ではいかがですか。

（産業港湾）管理課長

今の全体の特別会計の収入につきましては、上屋使用料、港湾施設用地使用料、荷役機械等の使用料、それからひき船の使用料、こういったものが港湾の使用料ということになってございます。

平成20年度で見ますと、全体で3億6,300万円ほどなのですが、経年で見ても、この収入については、それほど大きく変化はなく、大体、このぐらいの額で推移しているところでございます。

北野委員

それで、合わせて答弁しているから、今、説明を受けたのだけれども、それでも持ち出しになるのでしょうか。そういうことですね。先ほど言った持ち出しというのは、合わせての持ち出しでしょう。機能債と臨海債と合わせての持ち出しですね。

（産業港湾）管理課長

臨海債、機能債の両方を合わせて特別会計全体で持ち出しがある、平成14年度以降は一般会計から繰入れがあるということでございます。

北野委員

2期工事はもちろんやっていないし、1期工事の起債償還だというふうには思うのですけれども、それにしても最近ずっと一般会計から持ち出ししているということは、先ほどの答弁だけでは説明がつかないし、納得がいかないのです。結局は、港町ふ頭の分も返済がかかっているし、港町ふ頭の機能債と、それから臨海土地造成事業の償還がかぶさってきているから、赤字だと。そして、一般会計から持ち出してもらうという説明なのですね。

（産業港湾）管理課長

今、平成14年度から21年度、これはまだ見込みでございますけれども、確かに一般会計から繰り入れていることにはなりますが、臨海土地造成事業につきましては、23年度で償還を終えるという予定でございます。それから、機

能債につきましては、まだ33年度ぐらいまで償還が続くということでございますが、この臨海土地造成事業の単年度での償還額なのですけれども、21年度が1億1,100万円、22年度は3,300万円、23年度は390万円ほどを予定しているのですが、そういう形で、この部分につきましては、かなり償還額が減ってきますので、この臨海土地造成事業の償還が終わった後は、一定程度、何とか収支均衡がとれるように頑張ってもらいたいと思っています。

北野委員

そうすると、結局、売ることを前提にした臨海土地造成事業が大幅に売れ残っている。長期、短期の貸付けをやって日銭を稼いでいるけれども、売れ残っている。しかし、償還はしていかなければならない。これが、トータルとして大きな理由になってはいませんか。

（産業港湾）管理課長

分譲地につきましては、全体の分譲予定に対しまして、平成21年度で大体50パーセントの分譲をしております、残る部分につきましては、分譲・売却に向けて鋭意努力をするとともに、貸付けも行いながら収入を上げるということで、確かに単純に償還の期間の中で差し引きしますとマイナスにはなりますけれども、今後、こういった用地があることで、これから港湾を使う業者の使える用地ということもございますので、これを企業活動に何とか活用していただけるよう、売るなり貸すことによって、これらの今までマイナスということで推移してきましたけれども、これのマイナス分を圧縮していきたいというふうに思っています。

北野委員

聞いていることに答えていただきたいのですが、当然あいているから活用するということは、臨時的であってもおやりになると思うのです。しかし、売ることを前提にしてつくった土地が、半分も売れ残っている。これが全部とは言わないけれども、一般会計から持ち出さざるを得ない一つの理由になっているのではないかと。これは、もう比率とか金額は別にして、お認めになると思うのです。同時に、小樽港への船舶の入港数あるいは貨物取扱量が伸び悩んでいる。港湾使用料が全体として入らないということがもう一つの理由ではありませんか。例えば機能債であれば、使用料で借金を返すということになっているわけですから、それが計画どおり使用料が入ってきていないということにはなっていませんか。中央地区だけに限っていいです。

（産業港湾）管理課長

中央地区の歳入という部分でいきますと、平成20年度で申しますと、先ほど特別会計の全体収入3億6,300万円と申しましたが、そのうち港町ふ頭に関連する部分でいきますと、約7,000万円ということで、全体の収入のうちの2割ほどなのですが、収入が伸び悩んでいるというのも、確かに実態としてはございます。ただ、港湾の整備なり、こういう公共の荷さばき地であるとか上屋あるいは分譲地、これは港湾を活用する上で、ある程度、施設を整備することによって、港湾活動を誘導するということもございまして、単純に単年度だけの収支ではなくて、長いスパンの中で、ある程度、先行投資的な部分も港湾管理者として担っていかなければならないというふうに考えております。

北野委員

港町ふ頭の問題は、例えばコンテナヤードでは、今、定期航路のコンテナ船が利用しています。それから、港町の1号上屋、これも結構使われているというふうに聞いているのです。先端の荷さばき地の活用状況はいかがですか。

（産業港湾）管理課長

港町ふ頭のコンテナヤードから海に向かって左先端のヤードにつきましては、木材ヤードとして使っておりますが、近年の木材の需要の減少から、平成21年度から、半分程度に規模が縮小という形で、利用については減少しているという状態ではございます。

北野委員

この荷さばき地のほうは、木材を扱っているという、そのところは分譲するのではなくて、公共用地なのですね。

（産業港湾）管理課長

今、申しましたコンテナヤードもそうなのですが、その隣にあります、岸壁の直背後につきましては、公共の荷さばき地ということで、分譲用地ではありません。整備事業としては機能債で整備したところでございます。

北野委員

そうすると、既に起債償還が終わっている機能債も、上屋ですとか、ふ頭用地とか、そういうところは管理費は別にしてプラスになっているから、問題はこの港町ふ頭の機能が十分計画どおり生かされていないというふうに説明を聞いていて理解したのですが、そういう理解は乱暴ですか。

（産業港湾）管理課長

確かに、計画当初の港の使い方というか、施設の使い方につきましては、計画どおり進んでいないという一面はございますし、使われているのですけれども、その利用の頻度が少ないことによって、やはり収入が思うように伸びていないという一面があるのは事実でございます。

北野委員

今の質問の前提に立って市長に伺いますが、一番近代的な港町ふ頭の活用が十分でないということなのですが、これをどういうふうにして打開していくか。経済状況が一番大きな原因、マイナス要因として働いているのは私もわかりますから、市長としては、打開策はどういうふうにしようというふうにお考えですか。

産業港湾部長

いろいろ御指摘のとおり課題もございまして、木材ヤードにしても、今、こういったロシアからの原木とかというものがほとんど入ってきにくいという状況とか、外国貿易との関係でも、やはり日本にとって相当不利に働いている部分もございまして。それからまたコンテナヤードの関係について、まだこれはガントリークレーンの部分も、償還はずっと続けているわけなのですけれども、これについても、なかなかやはり中国、日本との関係で、最初は 1 便から始めて週 2 便になりましたけれども、また 1 便になったとか、こういう内外を越えたいろいろな経済情勢がございまして、そういった意味では苦戦しているというような実態がございまして。

今、あとは臨海債で整備した土地についても、我々としてもいろいろ PR に努めているところでございますけれども、やはりそれも苦戦しております。ただ、直近で一つ、港湾関連業者の方に購入していただけなかったという部分もございまして、これは引き続きやはり売却に向けて運動を進めていきたいと思っております。

今、課題になっているのは、先端の木材のところではやはりあいてきておりますから、これを今後どういうふうな形、どういうヤードにしていくか、これをいろいろまだ検討しているところでございまして、具体的にこれでやるということは残念ながらまだ決まっていないというような状況でございますけれども、いずれにいたしましても業界などともいろいろ相談しながら、何とかこの活用策について考えていきたいというふうに考えてございます。

北野委員

地域経済活性化等推進資金について

質問を変えます。

議案第 1 号及び第 25 号について、資金基金条例にかかわって伺いますが、2 億 6,100 万円の資金を基金に積む予算と条例案が提案されているのですけれども、今後、どのように基金を取り崩して予算化しようとしているか、基本方針をお聞かせください。

（産業港湾）商業労政課長

地域経済活性化等推進資金でございますけれども、これは国の雇用対策としまして、新たに地域の雇用の維持・創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することを目的にいたしまして、地域雇用創出推進費が交付税措置

されたことを受けまして、市としましては、地域経済の活性化ですとか産業の振興を推進し、雇用の維持と創出を図るということを目的に設置したものでありまして、今後、この基金の活用につきましては、経済情勢、雇用状況を見ながら、必要な事業について行っていきたいと考えております。

この中でどのような事業かということでありまして、例えば市の独自雇用対策として行った事業ですとか、雇用の維持・創出を図るためには、やはり経済の活性化ということが一番大事だと考えておりますから、そうした意味におきまして、例えば地元企業への発注を前提とした公共施設の維持・補修ですとか、そういった幅広い事業を考えながら、取り崩して実情に応じた事業をやっていきたいというふうに考えております。

北野委員

それでもまだイメージがわからないのですけれども、以前、国から交付金が出た場合、市長がよく説明していたように、各部からこういう趣旨に合う事業を上げてこいと言って、雇用に役立つ、そういうものを選んで、精選して予算化したという経緯があるから、そういう手法はおとりになると思うのです。けれども、これはあくまでも庁内の知恵を結集しての事業の選択です。地元業者などが何を望んでいるかということは、どのようにして把握して、この基金を使おうとしているのですか。

（産業港湾）商業労政課長

この基金を取り崩して行う事業につきましては、当然、庁内から実情に応じた事業を募集しまして、その中で採択・選定することとなっておりますけれども、その際におきましては、この事業の趣旨を十分に庁内に徹底することによりまして、担当各課が地域の実情に応じた事業をくみ上げて、その中でこの基金の目的に合致するような事業を取捨選択していくものと考えております。

（「いや、それは庁内でしょう」と呼ぶ者あり）

市長

これからどんな財政需要が出てくるか、まだちょっと不明なものですから、これは今、お話があったように、庁内のものもありますし、庁外的なものもあるのだと思いますので、それは十分いろいろな意見を聞きながら、取捨選択して事業化をしていきたい、一般論としてそう思っています。

北野委員

第 3 回定例会で議決されたら、直ちに少なくともできることと言えば、庁内の各部から趣旨に見合う事業を提出していただくということは、おやりになるのでしょうか。

市長

今回提案した補正予算で、各部から一斉に事業が上がっているのです。賄いきれていませんので、残ったものがまだたくさんあります。その中で緊急性のあるものがあれば、これを使うこともありますし、それから対外的に商工会議所あたりから何か要望があれば、また、よく検討してやっていきたいと思っております。

北野委員

今、聞きましたら、既にこれまでの交付金事業で採択されなかった事業もあるから、それらも含めて検討していくし、商工会議所等のお話も聞いて、この基金を取り崩して予算化はしていきたいということですから、これはぜひ急いでおやりになって、小樽の活性化のために、有効に活用を図っていただきたいということをお願いしておきます。

市長の腹づもりとしては、平成 21 年度中にこの 2 億 6,100 万円を、全部使うつもりなのですか。

市長

全部使うかどうか、よく事業を見ながら、不必要なものはやらない。緊急性のあるもので、必要なものはやらざるを得ないと考えています。

北野委員

最後ですが、この事業にも絡むのですけれども、政権から退いた自民政権の下でのこういう配分です。そのまま詰めてはいないと思うのですけれども、今年度は交付税ではもう来ないと思うのですが、政権交代になったのだけれども、こういう類の臨時的な交付金等でさらにこういう趣旨を充実させるものは期待できるのですか。

（財政）財政課長

地方六団体などと、今やっている経済対策交付金とかというのは、使いやすい交付金として、引き続き同じような形で執行していけるように要望されていますし、政府と総務省、あるいは内閣府等で検討されているというふうに考えております。

北野委員

では、そうすると年度内は期待できるのですか。

（財政）財政課長

そこら辺の動向と詳細は、よく把握しておりませんが、今後に向けて検討はされるというふうに考えております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

鈴木委員

全国学力・学習状況調査の結果について

教育について、お聞きします。

私は、代表質問の中で、全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストの件に触れました。その前段のくだりの中で、平成21年度の学力テストというものがございまして、小学校 6 年生なのですけれども、北海道は全国で46位、その後、14支庁別結果が出され、昨年の段階ですけれども、その中でも後志管内は悪いというふうなことでございます。そういう前段を含めまして質問した中で、どうなのですかということだったのですが、まず、このことは把握していて、教育委員会としてお認めになるのかということをお聞きしたいと思います。

（教育）指導室主幹

ただいまの御質問ですけれども、本調査の結果から、小樽の子供たちの結果につきましては、北海道と同様に大変厳しい状況であるということ、これは重く受け止めております。

鈴木委員

重く受け止めておくということですが、私は最下位に近いというふうな形で質問したのですけれども、そういう解釈でよろしいですか。

（教育）指導室長

全道の状況を見ましても、昨年度とほとんど変わらない状況、厳しい状況にあるというふうなことで、小樽市においても、厳しい状況にあるということを受け止めております。

鈴木委員

ちゃんと答えていただきたいのですけれども。

教育長

全国のランクは都道府県別になっていますけれども、北海道ですとか、そういうあたりは一切出てございませんので、私たちは、先ほど申し上げましたように、14の教育局別でというのは出てはいますが、市町村ごとなどは一切出ていませんので、私どもとしましては、全道や全国の平均に近づけるように、どのくらい離れているかというのを判断しながら、いろいろと分析しているところでございますが、先ほどから室長、主幹が言っているよう

に、大変厳しい状況にあるということは確かです。ただ、後ろから何番だとか、そういう一覧表はないものですから、そういうことは一切私どもも承知していません。

鈴木委員

なぜ私がそうやってしつこく聞くかという、早い話、現状認識の問題なのです。例えば、これから提案して、こうやってほしいというところで、大変厳しい、例えば最下位に近いので、どうかしなければならぬと思って一緒にされるのか、いや、そういうことは数値的にわからないので、そうは思わないというのか。ここで、結局、共通認識を持たなければ、これからどうするこうするという話にはならないのですけれども、その点で、要するに小樽の学力は問題ないというお答えですか。

（教育）指導室長

学力の向上については、もうどなたも希望するところであって、私どもも当然そう思っております。それで、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を進めるということで、小樽市学校教育推進計画の第 2 次計画を策定しまして、その第 1 番目として、確かな学力の育成というのを掲げて、取組を進めているところでございます。本当に大変厳しく思っておりますし、何とかしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

鈴木委員

私も質問の中で言いましたけれども、学力テストといえますのは一側面であり、国語とそれから算数、数学ということで、例えば情緒とかそういうものは、推しはかれるものではないということは存じています。それで、毎年やる必要もあるかどうかと、個人的にも思っております。

ただ、今回 3 年間、平成 19 年、20 年、21 年と実施されまして、確かなことはわかったのです。今まで、私は P T A 会長もやっていたし、小樽の教育というのは、少なからず中間かもうちょっと下かもしれない、そのぐらいのニュアンスはございましたけれども、そういう側面だけで言いますと、実際問題、こんなに下だということは思っていなかったわけです。それで、教育委員会は、そういった中で、この学力テストがなければ、今までどうやって、例えば、全国と比べるという形にはならないですけれども、どの程度なのかということ把握できる方法があるのでしょいか。

（教育）指導室長

すべての学校ということではございませんが、幾つかの学校におきまして、標準化された学力テストを実施しておりまして、その中で自分の学校と全国との比較を行ったり、あと中学校では、市販されているテストを活用しているところもあり、総体的に見ているというところはございます。

鈴木委員

そうするとなかなか気づかない部分もあるかと思うのですけれども、例えば、このごろは札幌の私立学校に進学したりとかいろいろとあります。そういったときに、小樽市では本当に優秀で勉強ができる子だった、ところが外に一步出ますと、例えば札幌圏に行きますと、中程度とか、そういう現実が実際問題あるのです。まず、どうしてそういうことが起こるのかということをお聞きしたいのです。

というのは、大きく分けまして、要素としては三つある。一つ目は、学校側が教育しても、素材が悪い。これは、言いたくないですけれども、例えば勉強しない。次に、二つ目は、教え方が悪い。三つ目は、教えるのが、例えば 100 パーセントこれを教えようという、それも教えている。児童・生徒もそれをちゃんと受け取って習得している。ところが、その 100 パーセントだということ自体が、本来、全国レベルでは 60 パーセントとか、そういうこともあるのではないかというふうに思うのです。その点についてはどうお考えでしょうか。

（教育）指導室長

学力の向上を図るには、委員がおっしゃったようなさまざまな要因があろうかと思えます。その中で、それぞれの目標到達度の部分で低くなっているのではないかというお尋ねかと思えますが、各学校におきましては、学習指

導要領に基づいて、教科ごとに評価基準を定めておりまして、その基準を基に、これを達成するかどうかということで十分評価をしております。その中で、基準に基づいた力がついているかどうかということで、各学校ではいろいろと取組を進めているところでございます。

鈴木委員

その評価基準なのですけれども、では小樽は甘いのではないかという話なのですけれども、そういうことはないのでしょうか。というのは、先ほど言いましたとおり、小樽の中で、今、教員はしっかり教えていると、言われたことは100パーセント児童・生徒には伝えているし、彼らも一生懸命やっている。ところが、到達というのか、その部分がちゃんとした基準になっていないため、全国、全道に比較して遅れているということはないのでしょうか。

（教育）指導室長

評価基準が全国よりも低いということではないと思います。ただ、その取組について、十分にそこまで達しているかどうかというところでは、十分達していないところがあるのかというふうに思っておりますので、ますますいろいろな工夫をしながら指導をしていかなければならないものというふうに考えています。

鈴木委員

そうしますと、ではその国語力、それから算数・数学力、その基礎学力というところは、何回もお聞きして、これからの対処策として五つの改善ポイントを示しているということをお聞きしております。ところが、時間もかかるし、それからある程度学力をつけるまでは期間がかかるという御答弁を教育長がされています。では直近の今習っている子供たちをどうするのかということになるのですけれども、もう少し例えば具体的に効果的な方法というのは、何かお持ちでしょうか。

（教育）指導室長

今回の平成21年度の調査結果の分析に当たりまして、20年度からの取組を各学校から、学校の取組と成果と課題について報告を求めまして、それを学力向上検討委員会で分析いたしました。今、途中なのですけれども、その検証をした中身としましては、学習意欲を高める授業をする、それと物事を最後まで成し遂げる粘り強さを育てる、将来の夢や目標を立てる指導、読書活動の充実など、直接的な学力の指導だけではなくて、やはり精神的といいますが、そういう規範意識を育てるとか、粘り強い態勢を育てるとか、そういう部分もあわせてはぐくんでいくことが必要であろうということです。今後、これらを踏まえてまとめを作成しまして、各学校に周知して、実際の各学校の新しい改善プランの作成と取組に向けて、私ども指導していかなければならないというふうに思っています。

鈴木委員

先ほど言ったように、学力だけとは本当に思っていないのです。といっても、はっきり言って今の学力ではいいとは思っていません。今だと最低、ひどいです。小樽の子供たちの学力的には、やはり上げていくけれども、逆に言うと、例えば今おっしゃった粘り強さとか、それから忍耐力、そして人との協調性とか、そういうものが推しはかれるなら、この粘り強さとか、人との関係とか、協調性とか、そういうものはほかのまちよりも本当に強化してやっていると、そういうことが欲しいわけなのです。

保護者の方は、はっきり言ってやはり心配しています。小樽の学力というか、基礎学力のつけ方に関して、こうやってあからさまに足りないということが見えた場合、小樽の外へ出て受験とかそういうことができないのではないのかということもあります。だからそういう面で、例えば定住ということに対しても大変問題があると思うのです。妻が子供を連れて、小樽に来てくれないという医師もいらっしゃるのです。なぜか、やはり教育環境がよくないのではないのかということもあります。ですから、そういうことも含めて、では小樽は、学力はもちろん、中間ぐらいまではつけていくけれども、やはりそれにプラスほかにあり余るもの、こういうものもあるということをしつかり言っていただきたいのです。

それと、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、やはり評価は評価だと思います。そういった側面があると

いうことを、しっかり認識していただいて取り組まないと、例えば、それはあまりはかれないから関係ないという話になりますと、先ほど言ったように、前に進むという最初の前提が崩れてしまうというか、一緒になれないという思いがありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

新市立病院の建設地について

それでは、質問を変えます。

市立病院につきまして、何点が市長にお聞きしたいと思っております。

私の再質問の御答弁の中に、「当初から二つの候補地を挙げて、量徳小学校跡地と現病院の敷地が最適だろうというふうに示してきましたけれども、なかなか以前の学校適正配置問題で、これがうまくいかないということで第 1 候補をあきらめて第 2 候補にしたところであります。しかし、この第 2 候補について、市民の皆さんからいろいろな御意見があって、なかなかあそこで強行するという状況にはないという判断もしていますから、できれば一番便利な第 1 候補がいいかなと思っていますが」というくだりなのです。

これを、前の会議録とか、そういう流れから私なりに要約しますと、以前、学校適正配置の件もありまして、候補地としては量徳小学校敷地、そして築港地区ということがありました。ただ、本当は量徳小学校にしたかったけれども、量徳小学校は、ちょっといろいろな問題があって、そこはできなくなりました。それで、やむを得ず築港地区のほうを選択することになった。その中で、やはり市長としては、量徳小学校でできればよかったという気持ちは持っていた。それで、今回、こういうふうな形で並木局長がお話しになって、それから世の中の情勢も加わったし、新病院計画の中断もあったので、そういうことであれば、もう一回ちょっと考えてみようかという思いになって、できればこれから何回も話し合っ、もちろん住民合意も得なければいけないけれども、なったらいいというふうに思っているというふうな解釈なのですけれども、それで結構でしょうか。

市長

前段のお話はお話のとおりで、これは平成 15 年に二つの候補地に絞って、第 1 候補は現病院と量徳小学校敷地ということで進めてきましたけれども、それが学校適正配置計画の撤回ということで断念せざるを得ないということで、最終的に第 2 候補の築港地区へ行ったという経過がございます。

この間、平成 19 年の選挙後に市民懇談会等を開催して、改めて説明会等を開催していろいろな意見を聞いた中で、「何とかこの量徳小学校でできないか。改めてもう一回話し合いをしたらどうか。」という提案がありました。それはそれとして来たのですけれども、今回、改めてまた病院局長のほうから、医療関係者も含めてどうなのだと、新たな提案を受けたものですから、そのことが新聞報道されて、現地の方々にいろいろな不安を与えたことがあったものですから、改めてまた話し合いをしているという状況です。まだまだいろいろな意見がありますから、病院と学校の両方を建てられないのかとか、それから病院のために学校をつぶしていいのかとかという、そういった意見はまだあるものですから、これはもう少しまだ何回か話し合いをしながら、いろいろと継続しながら理解を得ていく、環境づくりをしていかなければならないという感じでございますので、まだまだすぐというふうにはならないだろうという感じはしています。

鈴木委員

私は、そう御答弁をいただいたので理解しております。要するに、その適地がもしあきましたら、やりたいという気持ちはあるということでは、よろしいですね。

市長

もともと第 1 候補で来ましたので、一番いい適地だというふうには判断をしています。

鈴木委員

そのことの前段に、まずお答えいただいた財政の問題があるとのこと。そして、一般会計の問題、それから病院事業会計の問題ということで、ほかの会派の御質問の中で、決算をにらみながら、ある程度そういう動向を見

て決定したいという御答弁はお聞きしております。病院事業会計の決算といいますと、来年の 3 月 31 日ということで、何だかんだで固まるのは 6 月ぐらい、そういった形になると思うのです。それは例えば起債の発行とか、そういうことにかかわることだと私は思っております。

ただ、この病院の適地というか、場所の問題については、そのことにあまり拘束されないような気がするのです。なぜかといいますと、実施設計をする前の基本設計、そして実施設計、そういうふうなことをするときには、基本的には候補地は決まっていなければいけないのです。ですから、例えば起債をいただくというときには、もちろんそういったことを全部つくっていく段階にはなりますけれども、基本的に場所の設定というのは、できればどのように早くてもいいのかと思います。その決算を見てということには、あまりこだわらなくていい気がするのですけれども、その御見解はいかがでしょうか。

市長

建設場所については、今お話しのように、早く決まればそれにこしたことはありません。というのは、一つは現在の築港の場所につきましては、JR 北海道の用地ですから、これについても一定の結論を出さなければ、JR も困っているのです。ですから、それはそれで我々の態度待ち、態度表明を早くしてほしいという要望はありますので、これは決算に関係なく、早く決まればそれにこしたことはないということです。

鈴木委員

それで、お聞きしたいのですけれども、教育委員会の会議のほうに、例えば南小樽ブロックといいますか、あそこの適正配置をやるに当たって、病院問題についても加味されるということで、そのための会議を開いたのですか。

教育部副参事

教育委員会議では、この学校規模・学校配置適正化については、ほぼ毎回の教育委員会議で、教育委員にいろいろな形で協議をさせていただいております。その中で、例えば 7 月 2 日に量徳小学校で行った、当時、素案の説明会で、量徳小学校にお呼びしているのですけれども、その会場にも教育委員全員が参加していただいて聞いていただいたということも含めて、経過については、教育委員みずからそういう場にも参画しておりますし、あるいはその後の経過については、適宜、教育委員会議において、事務局のほうから報告をしているというような状況でございます。

鈴木委員

皆さんが認識しているということでよろしいですね。

それで、聞きたいのは、これから適正配置、例えば病院問題の絡みもあるのですけれども、基本的には適正配置ということは、教育委員会がやることですね。ですから、逆に言いますと、私の質問の中でも、量徳小学校については、なかなか南小樽地区にはなじまない部分があるのではないのかということで、ちょっとここは特殊ですということですが、そこら辺の絡みについてお答えください。

教育部長

本会議で鈴木委員からの御質問に、教育長のほうから答弁させていただきました。これまでいろいろところで適正配置の関係での話はさせていただいているのですけれども、私どもとしては、この計画素案を 10 月 5 日の学校適正配置等調査特別委員会で報告をさせていただき、その後、パブリックコメントに付して、年内にまとめていこうということ、まず適正配置の基本計画について、基本的な考え方として持っております。ただ、御承知のとおり、もう既に 7 月 2 日から、病院問題も含めての議論というのは地域でやっておりますので、ここの部分については、本会議でも教育長から申し上げますけれども、引き続き話し合いといいますか、そういったものは設定していかなければならないだろうと。ですから、その意味では、適正配置計画そのものは小樽市全体の計画として持ちながら、病院問題という、特殊といったらちょっと言い方はおかしいのですけれども、特別の課題が絡んでいる南小樽地区ブロック、特に量徳小学校については、引き続き、私ども教育委員会ももちろんですけれども、病院局、

それから市長部局も含めての話合いを継続して進めていこうというふうに思っております。

鈴木委員

なかなか、急いでくださいと言いながら、逆に言えばちゃんと住民の合意を得てください、そしてやはりちゃんと皆さんの御意見を反映してくださいと。なかなか両極端な難しいことだとは思いますが、私も病院については話しましたとおり、本当に新病院、どこになるか、今ここでは言いませんけれども、早期建設ということは、小樽市民だけではなく、後志圏も含めて皆さんが本当に望んでいることですので、何とか押し進めていただきたいということで、病院の件は終わります。

乗り合いタクシー事業について

3 点目、経済対策の件ですけれども、今回、質問させていただいた中に、乗り合いタクシーの件がありました。その取組ができるかどうか検討していただくという御答弁は得たのですけれども、この御答弁の中で、端的に言いますと、こういう事例がない、そして現在そういう需要がない、この二つで例えば甚だ疑問かと思うというのは、大変残念だと思っています。というのは、このタクシー事業をやっていただくかどうかの残念というよりは、考え方なのです。例えばこのように提案しました。そういったときに、なぜこういう提案をしているかといいますと、札幌から小樽に来て夜に帰る方とかは、公共交通機関がないので、その需要を掘り起こしたいがためにしているのです。だから、逆に言えば、今需要がないのは当然なのです。その交通機関がないのですから。それから、もう一つは、ほかの事例でどこもやっていないのということです。やっていないからやってくれというか、初めて小樽でそういう発想でどうですかという話をしているのです。逆に言うと、こういうところとかかけ合って、例えば交付金、お金の補償だ何だというので、採算が合わないからとか、本当にやることに對してあまり意味がないからという、そういう論議で言っていたのでしたら、ある程度は理解できるのですけれども、事例がないということ、それから、現状そういう需要がないというだけで、これをばさりといくのはちょっと考え方としてどうかと思います。特にこれから観光とか、そういうものを創造していかなければならない立場のほうの部署です。ですから、そのことについてお聞きしたいのです。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

乗り合いタクシー事業についてでありますけれども、全国的に見て事例を承知していないということにつきましては、乗り合いタクシーという性格上のものから、どちらかという交通機関が未整備であるとか、路線バスが十分に機能していない地域を中心に運行されているということで、大変申しわけないのですけれども、私どもといたしましては、そういう事例を承知していなかったという現実の状況を説明しました。あと、現在、ニーズの部分につきましては、ハイヤー業界といたしましては、小樽の現状を踏まえまして、高齢者が多いですか、坂道が多い、雪の問題もあるという中で、深夜に都市間を結ぶというよりは、市内の乗り合いというほうが現実的だという現状認識の中でお話を受けたという形になっております。

当然、委員が御指摘のとおり、小樽の観光にとりましては、夜間にそういうような公共交通機関というか、交通の利便性が図られるということは、市長も答弁しましたとおり、滞在時間の延長にも結びつきますし、時間消費型観光の動機づけにもつながっていきますので、その辺については、今はニーズがないのでそういうような運行形態がないというお話ですけれども、その辺につきましては、今後、アンケートなどをとらせていただいた中で、例えば何時までだったらそういうものに乗るか、幾らだったらそういうものに乗るのか、そういうようなやはりニーズ調査をしっかりとした上で、そういうような事業が果たして取り組んでいけるものかどうかというのを、まずは研究させていただきたいというふうに考えております。

鈴木委員

安心しました。そういった形でアプローチしていただくのでしたら、よろしいかと思います。

横田委員

新規採用者に対する居住条件について

昨日の一般質問でも話しましたが、新規採用者に、小樽市内に、今、居住している、あるいはすることというような資格条件をつけられないのかという質問に、法的にも難しいという御答弁でありましたので、まず、どうい法に抵触しているのか、するのかについてお伺いいたします。

（総務）職員課長

法的な部分で申し上げますと、本会議でも答弁しましたが、憲法第22条で居住の自由というのがございまして、同じく第14条のほうで平等の原則といったようなお話、さらに地方公務員法第19条第2項なのですが、そこでは、「受験者に必要な資格として職務の遂行上必要な最小かつ適当の限度の客観的かつ画一的要件を定めるものとする」というふうに定められております。

横田委員

その法律談義は別の機会にしますけれども、現に昨日も申しましたが、私が調べただけでも多くの市町村で、受験資格として、管内に住むことあるいは採用時には住めることというふうに記載しているところがありますけれども、これらはそうしたら法に抵触しながらやっているという解釈でよろしいですか。

（総務）職員課長

ほかの市町村がやっているやり方が法に抵触しているかどうかというか、即これが法に抵触するからだめ、違法だという形で私どももとらえてございまして、何らかの特別な事情があれば、やってもいいのかというふうには考えております。ただ、私どもの市と背景が違うという部分では、やっている市を私どもも調べさせていただいたのですが、例えば面積が広くて、道路が他市町村との間で1本しかなく、そういったところで何か災害が起きたときには、対応がとれなくなるので、市内居住を限定しているといった事情とか、市内居住を限定している市町村につきましても、広く人材を求めるといって、居住条件というものを徐々に緩和してきている、そういったことも聞いていますので、背景としては若干違う部分はあるのではないかと考えています。

ただ、私どもも法的な部分で言いますと、消防吏員の募集に際しては、居住条件というものをつけてございまして、法的に必ず制約されるというふうには思っておりません。

横田委員

消防、それから警察ですとかは、完全に居住制限されます。今のお話をもっともなのですけども、その広く門戸を開放するという意味では、現在、受験時はどこに住んでいてもいいわけです。沖縄の大学にいてもいい。ただし、試験に受かって、当然ここで勤務するわけですから、そのときまでには市内に居住してくださいと、これは書いても、私は全然、全く問題ないのかと思うのですが、御見解をお願いします。

（総務）職員課長

繰り返しになるのですが、憲法なり地方公務員法の関係からいうと、私どもとしては、必ずしも法には抵触しないけれども適当ではないというふうに考えまして、つけるとすれば、別の条件というか、例えば募集要項の中でそういった私どもの考えを、条件ということではなくてうたっていくと、そういう形では可能かというふうに思っています。

横田委員

昨日も申しましたが、今、133名は市外から通勤されているとのことですけども、その方たちを市内に住めと強制するのは、これは確かに憲法第22条等々に違反するかもしれませんが、今言っているのは、新規採用のときに、そういう条件をつけたらどうかと。現につけているところがたくさんある。法的には問題はないけれども好ましくないという、その好ましくないのがよくわからないのですけれども、これは私が代弁して言っているだけです。市長が市民と協働で頑張りましょうと言ってあります。こういうふうには、市職員はみんな市民と

一緒にやりましょうということだと思っております。一緒にやりましょうという職員が市外におられては、市民にはやはり納得のいかない方々がたくさんおられると思いますので、この今言ったようなことは少し研究していただいて、昨日の本会議の御答弁にもありましたけれども、私は、特に違法ではないと思っておりますし、好ましくないとはいけませんので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

総務部長

今のお話は十分理解できる部分があります。それともう一つは、採用後は小樽市に居住できるというのを条件にするというの、今、御提案の中の一つの方法かというふうに思います。ただ問題は、小樽市の場合、確かに今回も、今、採用試験をやっていますけれども、遠く本州から、沖縄からも、たくさんの方が受けて、逆に遠くの方であれば、当然来て小樽へ住むというふうに思うのですが、実は札幌に近いというのが、いい部分でも悪い部分でもあり、札幌市からの受験者が非常に多いのです。100人いると、ほぼ半分が札幌の方なのです。そうすると、どうしてもいいも悪いも通勤距離にある。それで実家が札幌にあるという、そういう人が多く受けているというのが、残念ながら結果として今までこういう形で、どうしても半分いますから、札幌市の人が採用になる確率が高いわけです。そういうのが実態としてあるということも事実だと思います。ただ、採用試験の際には、市長からも答弁しましたとおり、必ず小樽市へ住んでほしいということをお願いをして、今年の9月も社会人採用をしましたけれども、5名、地方からの方がいましたけれども、全員、小樽へ住んでおります。それから、一昨年も、久しぶりで実施した採用試験で事務職8人あるいは食品衛生監視員、医療関係の技術者、消防職を含めて20名ぐらい新規採用がいましたので、確認をしたら、そのうち18名が、小樽へ住んでおりますので、一、二名、若干、札幌に家があるという方がいますけれども、おおむね我々のお願いの中で、新規採用の方も市内に住んでくれているというのが実態としてはあるということです。ただ、今お話のあった部分を含めて、市長からも答弁申し上げましたが、少し研究させていただきたいというふうに思います。

横田委員

ぜひ御検討ください。隣の石狩市は、御承知かと思っておりますけれども、ここも非常に工夫をして、受験要綱に書いてあるのです。市内に居住をしてくださというふうなことで、これを細かくは長くなりますので言いませんけれども、すごく考えて工夫をしながら、石狩市内に住んでもらうような受験の方法をしています。ホームページを見てもよくわかると思っておりますけれども、そういったことも含めて、平成22年度採用の試験はもう終わりましたので、次の試験から、受験要綱を見るのを楽しみにしておりますので、ぜひ市内居住の方からたくさん採用してくれるようお願いして終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋元委員

定住自立圏構想について

初めに代表質問で質問させていただきました定住自立圏構想について、何点か確認をさせていただきたいと思っております。

まだ不明な点が多いようで、なかなか質問のほうも膨らまないのですが、若干不明なこともございましたので、質問いたします。また、今回の定住自立圏構想のメリット等も教えていただきまして、本当に成功すれば、小樽市にとっても、周辺の町村にとっても、非常にすばらしい構想になっていくのだろうということはわかりました。

まず、中心市、また周辺の町村に財政措置がされるということですが、もう一度この財政措置までの流れを教えてくださいいただけますか。

（総務）企画政策室上石主幹

定住自立圏構想についてですが、先般、北後志 5 町村と圏域形成に向けまして、人口定住のための圏域の形成に必要な生活機能の確保に関して、中心的な役割を担う意思を有することを明らかにするための中心市宣言を行ったところです。今後、中心市宣言書に記しました連携が想定される取組について、具体的な取組項目や役割分担について協議を進めまして、今年度内に北後志 5 町村と一対一の定住自立圏形成協定の締結を行いまして、その後、圏域の将来像や具体的な取組を記しました定住自立圏共生ビジョンを策定していくことになっております。

また、財源措置についてですが、この財源措置は、圏域全体で、暮らしに必要な都市機能と生活機能を確保していくための取組を支援するためのものでありまして、定住自立圏形成協定を締結し、その後、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して講じることとなっていることから、定住自立圏共生ビジョンを策定後に、特別交付税として措置されることとなっております。

秋元委員

インターネット等で調べると、最大 4,000 万円ほどが入るといふことなのですが、算定要件には、人口ですか、面積ですか、さまざまな要件があるそうですけれども、今の時点の小樽市にどのぐらいのものが財政措置されるのかというのは、わかりますか。

（総務）企画政策室上石主幹

今、委員がおっしゃったとおり、総務省からは、中心市 1 市当たり年間 4,000 万円程度を基本としてという形になっておりますので、そのほかの圏域の人口とか面積、周辺市町村数によって、若干動くのかと思っております。

秋元委員

次に、既に報道もされておりましたが、この定住自立圏構想に関連して、民間投資促進交付金があるというふうに承知してはいますが、まず、この対象になる事業の内容と、またさまざまこの事業についても、交付金等の措置がされるそうですけれども、その流れについて教えてください。

（総務）企画政策室上石主幹

定住自立圏等民間投資促進交付金ですが、これは定住自立圏の圏域形成に当たりまして、都市機能と生活機能の確保に向けて、民間事業者が行う事業の初期投資の費用に関して、都道府県が助成をするという事業であります。この交付金の対象事業というのは、まず四つありまして、まず一つが安心して暮らせる医療・福祉機能の充実、二つ目が都市生活に必要な購買環境等の整備、三つ目が利便性向上へ向けた地域公共交通の充実、四つ目が人材育成や研究機能の強化になっております。

今後のスケジュールなのですが、9 月 1 日現在で、都道府県から総務省に、この具体的な事業が盛り込まれましたプログラムが提出されております。交付決定は、一応 12 月という予定になっているところであります。

秋元委員

本市が 9 月 15 日に中心市宣言をする前の 9 月 1 日で締め切られたということですが、小樽市はこれから圏域の町村と協定を結んでいくわけですが、その民間の事業は、定住自立圏構想に沿う内容とは思いますが、市では、その申請された民間の事業内容を把握しているのですか。

（総務）企画政策室上石主幹

4 月から定住自立圏構想の協議を進めていく中で、緊急性で中心になるのがやはり医療ではないかという話は出ておりました。その中で、今回、経済対策としまして、この民間投資促進交付金の事業が出た中で、我々としては、ぜひ医療という部分の民間投資で、中心市としての都市機能の整備ということで医療の整備などが必要ではないかと、民間の病院のほうにこういう事業がありますといった形は説明をいたしました。その中で、市内から 2 事業者、そして地域公共交通としまして 1 事業者が手を挙げまして、実際、この間の 9 月 1 日付けで出しましたプログラムの中で、この 3 事業の整備が盛り込まれている形になっております。

秋元委員

医療機関が 2 事業者ということですが、この事業の内容というのを教えていただけますか。

（総務）企画政策室上石主幹

まず一つが、消化器系の医療機器等の整備、それともう一つが病院内の集中治療室の拡張、病院内の部屋の移設工事などに関する整備を行うものです。もう 1 事業は、地域公共交通の車両の整備という形で上がっております。

秋元委員

今後、各町村と協定を結んでいくのですが、各町村の民間事業者からのものはわからないのですか。

（総務）企画政策室長

民間投資促進交付金、まだ中心市宣言をしていなかったものですから、小樽市内については当市でまとめたのですが、周辺町村については後志支庁のほうでまとめておりまして、そちらほうはまだ来ていないそうです。まだ全道的に見ても、14件出ておりまして、うち医療関係が 9 件、総額が 87 億 8,050 万円、交付金が 36 億 6,900 万円の要望になっていると聞いておりまして、国の政権がかわりまして、今、ちょうど執行停止のリストの一つにもなっていると。ちょっと今後はどうなるかはわかりませんが、総務省が目玉事業とするということで、総務大臣からも強烈に押すということで聞いておりますので、その辺、御理解を願いたいと思います。

秋元委員

心配していたことを先に言われてしまいましたけれども、本当に財政的な部分でも、政権がかわったとはいえ、非常に円滑に進められて、本当に苦労をしている地方自治体の気持ちをしっかりわかっていただきたいというふうに思っておりますし、しっかりその辺も訴えていただきたいというふうに思います。

新型インフルエンザ対策について

次に、質問を変えまして、新型インフルエンザにつきまして、何点かの確認と、最後に要望をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、今回、小樽市の新型インフルエンザ対策行動計画の生活弱者の支援についてお聞きいたしました。この中で、民生委員の数ですとか、安否確認を希望する独居高齢者の方の人数等々を聞いたわけなのですが、地域単位で非常にばらつきがございまして、担当する民生委員が 254 人いて、民生委員一人当たりの独居高齢者は 12.8 人であるということでした。もし新型インフルエンザ等がまん延して、こういう不測の事態に陥ったときに、12 人という人数を民生委員 1 人の方が安否確認をするというのに、どのぐらい時間がかかるのかと考えていたのですが、実際、今回の計画の中でも、1 人の民生委員で最大 50 人を担当する方がいる。また、最少で 1 人ということなのですが、まず、地域ごとになぜこのようなばらつきがあるのかということと、現実的にしっかり対応できるような人数割り、担当人数を 10 人前後にするようなことはできないのかというふうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

民生委員のそもそものお話ですが、児童委員を含めて 347 名おりますけれども、主任児童委員を除くと 315 人が市内各地域を担当する民生委員としては活躍されています。そういった中で、民生委員の活動として、そういう世帯の状況を調査するというのが基本になっておりまして、特に、5 月になりますと、一斉に世帯状況調査を行っています。そういった中で、昨年と言えば、独居高齢者ばかりでなくて、高齢者世帯とか、それから生活保護世帯などいろいろと含めて調査しているわけなのですが、その中で特に独居高齢者の約 6,500 人の名簿を小樽市のほうに提出していただいています。その中で、大雪とか自然災害とかがあった場合に、安否確認を要しますかという質問項目がありまして、そのうちの要りますと言った方が半分くらいの約 3,050 人いらっしゃいます。その地区を担当するのが、その 315 人のうちの 254 人ということで、結果として 1 人から 50 人、最小から最大まで幅はありますけれども、そもそもその 6,500 人の把握した独居高齢者で言えば、1 人というところはなくて、一けたの少ない

数の場合もありますけれども、50人くらいが最大ということで、確かに地域としてはそうなっております。その地域の割り方が、民生委員のその配置の仕方の中で、独居高齢者の数だけを基本にしているわけではないので、調査の結果こういうふうになっているとしたら、私のほうでは言いようがないというふうに思います。

秋元委員

わかるのですけれども、現実的に1人で50人の安否を確認するというのは、これはかなり無理があると思うのです。1人で確認する人数を現実的な10人前後にするようなことはできませんかということなのですけれども、今後、そういうような考え方はできないですか。

（福祉）地域福祉課長

先ほど言ったその地域割りのことも、小樽市で勝手に決めているわけではなくて、そもそもこの地域をやるというのが北海道と、委員の委嘱に当たっては厚生労働大臣の委嘱もありまして、その地域割りを変更するというのは、どのような形で、やれるのかやれないのかも含めて研究しないと、私が今、即答できるものを持ち合わせておりませんので、勉強させていただきたいと思います。

秋元委員

このことは、新型インフルエンザ対策行動計画に記されていた部分で、これは私だけではなくて、いろいろな方が目にできるような、インターネットでも見られるような形になっておりまして、それを見たときに、現実的ではないだろうというふうに思ったので質問したのですけれども、不測の事態のことを考えれば、今後ぜひ、民生委員が中心になって動いていくのは当然なのでしょうけれども、そう言っても、現実には1人で50人を見ていく人がいるということは、解消していかなければいけないという認識でいると受け取ってもいいのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

今も、新型インフルエンザ、現在の豚由来からさらに鳥由来といったものに発展をした場合に、行動計画の中において、民生委員との連携により、独居高齢者の安否を確認するといったことの一つのうたい方で、平成20年12月の改訂前ぐらいから、このように載せさせていただいております。

代表質問の中でも答弁させていただきましたが、実際に豚インフルエンザの想定を超えたことを現在、想定していないものですから、実際こういう事態を踏まえて、今後、こういう民生委員のことも、御協力のいただき方等を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

秋元委員

鳥インフルエンザということもわかっていますし、豚という話も説明いただいてよくわかるのですけれども、現実的に考えてやはり早急に変えていかなければいけないというふうに思うのです。

今回、インフルエンザの話をさせていただいたのは、訪問した家の高齢の方が、たまたまケアマネジャーと話をしていたときに、こういう話が出て、調べていくとこういうことが載っていましたと。この辺はどうなっているのですかという質問の中で、自分自身も疑問に思ったのです。そういうやはりひとり暮らしの高齢者の方ですとか生活弱者の方が、本当に安心して住めるような形にさせていただきたいというふうに思うのですけれども、障害はあるのはわかりますし、簡単にいかないのもお話を聞いていてわかるのですけれども、ぜひ早急に着手していただきたいというふうに思います。保健所のほうがこの担当で、福祉部もかかわっていると思うのですが、どうでしょうか。

保健所長

先ほど保健総務課長が申しましたように、委員が御指摘の行動計画は、鳥形のインフルエンザが発生した場合に考えなければいけないこととして想定してつくられていると。私ども、今、御存じの豚由来の新型インフルエンザに何が必要かということで、いろいろな手立てを講じつつ、もう既に流行期に入っているわけでございますけれども、委員がおっしゃることは、ひとえに新型インフルエンザのみならず、小樽市内の高齢者の方々の安否をどのように確認していくのかといった基本的なそのこと抜きには、ただ保健所が新型インフルエンザがということにはな

らないと思いますので、そういった意味では、いろいろな方々との話し合い、現実的な対応の仕方等をこれから検討していくきっかけにはなるとと思います。鳥型の新型インフルエンザがいつ発生するかということにつきましても、私どもは警戒をしなければいけないわけですので、私どもが研究すべき課題、保健所だけがということにはなりませんけれども、大変重要な検討課題をいただいたと思っておりますので、今後ともそれにつきましては、検討していきたいというふうに考えております。

福祉部長

先ほども申し上げましたけれども、民生委員というのは、与えられた地区内で活動しています。ですから、ある民生委員が担当しているところが、1人しかいない。そして、あるその隣の地区を担当している別の委員のところには、50人いるという格好にはなります。ただ、ふだんのつき合いも含めて、民生委員というのは、その地域で活動していますので、隣の地区の民生委員が来ても顔を知らないとか、そういうこともありますので、どんな方法を行動計画で示していくのか、あるいは具体化していくのかというのは、これから協議したいと思えます。

秋元委員

簡単にできないことはわかるのですが、ただ、私たちも市民の人たちと一対一で話したときに、研究しますとか、協議していますでは済まないわけで、やはり今、実際、豚インフルエンザが広がってきているわけです。亡くなっている方もいるわけです。今後、もしかしたらその鳥インフルエンザに、強毒性のインフルエンザになったときに、それから考えますというのでは、やはり遅いと思うので、ぜひ考えていただきたいという提案も含めて、小樽市内の高齢の方が不安に思っていますので、ぜひ早急に着手して、横断的に検討していただきたいというふうに思えます。

あと、今は安否確認を希望している方の話だったのですが、安否確認を希望されていない方も半数近くいるということで、これもまた勝手に個人情報等を操作したり、使ったりするわけにはいかないというふうに思うのですが、希望されない方の対策については、何か考えはありますか。

（保健所）保健総務課長

安否の確認を希望されない方についてのお話ですが、基本的に身体等の故障等により安否を確認してほしい、先ほど答弁のありました自然災害ですとか、大雪の際に安否を確認してほしいというお話でしたが、基本的に希望されていない方につきましては、健常な方を含めてのお話と思えます。今、例えば健常な方においても、ぐあいが悪くなるといったような、まさに新型インフルエンザがはやっているときのお話でしょうから、そういうふうにぐあいが悪くなるようなことも考えられますので、そういった中であらかじめ、身内を含めて連絡をとる方々の決め方だとか、また近所の方との連絡等をやっていただく中で、感染の拡大等を含めて防いでいきたいというふうに考えております。

秋元委員

今回質問した中で、市民向けの説明会を10月上旬に市内9か所で開催し、情報発信をするというふうに御答弁をいただきました。その上で、日時と会場ですとか、わかれば教えていただけますでしょうか。

（保健所）保健総務課長

新型インフルエンザに関する市民向けの説明会を行います。10月5日から9日の1週間にかけて、市内9か所において開催をする予定となっております。まず、10月5日、月曜日ですが、塩谷サービスセンターといなきたコミュニティセンターで開催をいたします。10月6日、火曜日におきましては、東小樽会館、朝里会館の2か所で行います。10月7日水曜日におきましては、長橋・オタモイ地区の長和会館と赤岩会館、それと10月8日に関しましては梅広会館、銭函市民センター、最終日になりますが、10月9日、金曜日に関しましては、市消防庁舎6階講堂において、インフルエンザの説明会を開催したいと考えております。

秋元委員

この中で、さまざまな注意事項等の徹底をされるかと思うのですが、今、話しました生活弱者対策、独居老人対策、ここに当てはまる方がこの説明会には行けないと思うので、参加されている方も含めて、こういう方々に対しての対応、市として考えていることで、例えば近隣の見守りですとかという部分も含めて、何か今の時点で考えておりますか。

（保健所）保健総務課長

今回の10月上旬の説明会に関しましては、開催の実施について、該当の各町会の広報担当の方に我々職員のほうが出向きまして、このような説明会を開催するので周知を願いたいといった話をさせていただいております。各町会におきましては、時期のずれは多少あるのかもしれませんが、回覧板による案内を行っておりまして、告知するだけの回覧板にするのではなく、新型インフルエンザ自宅療養ガイド、受診と療養の手引といったものを私どものほうで作りまして、それもあわせて回覧をしていただくようお願いしております。こういうようなことから、実際、会場に出てこられる方、また調子の悪い方とかすぐれない方について、そういう手引等を見ていただくことにより、説明会の内容全部ではありませんけれども、ほぼそれに近い内容についての話は、そのガイドの中で確認ができるかというふうに思います。

また、いずれにしましても、こういうふうに全部の方々に周知するというのは、大変難しいようなことだというふうに考えておりますので、説明会で聞いたことで、市民の皆さんが簡単にできるようなことは、帰ってから近くの方等にもお伝えいただくように、会場の中で話をしてお願いしていきたいというふうに考えております。

秋元委員

一人で行動できない方ですとか、高齢の方が近隣にいる場合に、ぜひ注意して目を配っていただきたいということも、あわせてお願いしていただければというふうに思います。

続きまして、インフルエンザにかかわって介護サービスについて伺ったのですが、御答弁の中で、小樽市としては、ケアマネジャーと連携して、市内の訪問介護事業者に代替サービスの要請を行っていくという御答弁をいただきました。介護サービスの事業所が閉鎖になった場合の対応でありますけれども、ケアマネジャーとの連携の仕方は、具体的にどのようにしていくのか教えていただけますか。

（医療保険）介護保険課長

まず、インフルエンザが発生しまして事業所が閉鎖になる場合、今回のインフルエンザは、事業所の閉鎖を要請する場合は、対策本部が要請するのではなくて、あくまでも事業所が独自で判断する形になります。その上で、仮に事業所が閉鎖になった場合に、サービス利用者が代替サービスを必要とする場合は、通常のケアプランの変更で間に合う場合は、これはケアマネジャーが中心になってサービスの変更を行います。ただし、感染規模が拡大しまして、代替サービスなどが組めないという場合はあくまでも小樽市が中に入りまして、介護サービス以外のサービスで何か必要最小限のサービスができないか、例えば食事に関しては給食サービスを利用するとか、そういう社会資源を活用しながら、また、見守りであれば、例えば地域包括支援センターのほうに見に行ってもらうとか、そういうような協力要請をしてみたいというふうに考えております。

秋元委員

個々のケアマネジャーとの連携という部分で聞いたのですが、個々のケアマネジャーとはどのように連携していくのですか。

（医療保険）介護保険課長

個々のケアマネジャーと連携を保つという場合は、通常のケアプランの上での変更については、今回のインフルエンザでなくても通常あることですので、ケアプランの変更はケアマネジャーが行います。ただし、通常ケアプランの変更というのは、本人のモニタリングですとか、サービス担当者会議というのを開いて、ケアプランを変更す

ることになるのですが、このインフルエンザの場合というのは緊急性を要しますので、事前に小樽市のほうから北海道のほうに、緊急性を要するサービス変更の場合に、ケアプランを後づけでつくっていいかということで問い合わせをしております。あらかじめケアプランを変更してサービスを提供するのが基本ですが、北海道のほうでは、このように緊急性を要する場合はいたし方ないというような回答を得ております。通常の介護保険でいきますと、本来の趣旨とは違う緊急時のプランになりますので、その辺をケアマネジャーのほうに周知し、個々のケアマネジャーでその辺が周知されていない方は、個々に連絡することになっております。

秋元委員

個々にというのは、市から各個人のケアマネジャーに連絡するということですね。

（医療保険）介護保険課長

インフルエンザがまん延して、各ケアマネジャーが個々のサービス変更で間に合っている場合は、そのままサービスが進められていると考えます。ただし、先ほど言いましたように、まん延してサービスが組めない場合、ケアマネジャーが困りますので、その辺は市がプランの変更の中でどういうサービスを入れていけるのかというのを、個々のケアマネジャーと協議をしていかなければならないというふうに考えます。

医療保険部長

今の御質問は連絡のとり方だと思いますので、連絡については、常々、厚生労働省からの通知ですとか、北海道からの通知を居宅介護支援という、要するにケアマネジャーが所属されている事業所にファクスなりで通知するシステムというのを、我々は持っております。その中で、今のインフルエンザ対策についても、例えばそういう発生の状況について、何かあったら報告してくださいとお願いもしているわけです。あるいは、今回の事業所について、通所系の事業所についての閉鎖要請を、こちらからはしないというようなことも含めて、そのときの対策というのでも連絡しているわけです。その中で、ケアマネジャーの連絡協議会との関係もありますし、それからヘルパーの部分でいくと、訪問介護事業所の連絡協議会とも我々は常に連絡を密にとっておりますので、そのケアマネジャーがそのことを知ることができないのではないかという心配は全くありません。

秋元委員

若干、不安な部分もありましたので、確認させていただきました。

ぜひ一歩踏み込んだ計画をつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

高橋委員

一般質問にかかわって何点が質問したいと思います。

地域魅力度アップ観光イベント創出事業について

まず、観光についてお聞きをしました。この中で、まず確認したいのは、今年度から始まった、新しい観光イベントを開催する団体に対する支援制度というのがあるということでした。再度、この制度の内容の説明と予算額、それから今年度の予定についてお知らせください。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

新しく創設いたしました支援制度についてでございますけれども、名称は地域魅力度アップ観光イベント創出事業という名前の助成金でございます。今年度、事業費100万円という形で予算を計上しております。

内容といたしましては、本市を訪れる観光客の滞在時間の延長を目指しまして、地域の魅力度を高めるために新たに創出された観光イベントに対する助成制度という形になっております。

助成対象といたしましては、観光事業者との連携が図られ、観光客の集客が期待できる新たな観光イベントであって、来年度以降も引き続き継続が期待できるものという要件になっております。

今年度につきましては、100万円の予算のうち、初年度ということもありまして、上半期と下半期に公募をしまし

て、上半期につきましては、5月に開催いたしました「おたる祝津にしん祭り」に支援をさせていただいているところでございます。

高橋委員

上半期、下半期ということでしたけれども、上半期のその応募状況と、それから下半期の状況がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

上半期の応募状況でございますが、上半期の公募期間は5月1日から5月15日までで、1件の応募がありまして、それが祝津にしん祭りになっております。

下半期につきましては、8月31日から9月11日の期間で公募いたしまして、現在1件の応募がありまして、それにつきましては、現在、内容について審査中でございます。

高橋委員

思ったより応募件数が少ないと思うのですが、周知のほうは、どのようになっていますか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

公募につきましては、市のホームページや広報を使いまして周知しているところでございます。初年度ということもあって、応募のほうもなかなか低調な形にはなっておりますけれども、単純に支援するという形にはなっておりませんので、あくまでも観光事業者との連携が図られるというところがまず1点ございまして、あと事業費の2分の1の補助という形になりますので、当然ながら団体としての持ち出しも必要になってきますので、それでもなおかつ新しいイベントを創設できるというような条件がございます。その辺もありますので、今後に向けては、新年度からは周知が図られた中で、もう少し応募は増えてくるのではないかとこのように考えております。

高橋委員

観光のPRについて

もう一点、観光のPRということで、札幌市手稲区にイベントのチラシ、新聞折り込み、それから道央・道北エリアで新聞広告を掲載したのだというお話でしたけれども、この予算額と、その広告による効果はどうか、具体的になかなか難しいと思うのですが、お知らせいただきたいと思えます。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

広告の部分の経費についてでございますけれども、まず、昨年度行った札幌市手稲区のイベントチラシにつきましては、昨年の冬に小樽ロングクリスマスイベントチラシを手稲区へ、調査事業というものも兼ねてですけれども、1万5,000枚配布しております。

あとそのほかに、手稲区につきましては、宴会プランのガイドブックを各企業に配布するという事業を行っているところでございます。

手稲区へのイベントチラシのほうにつきましては、札幌圏情報発信調査事業ということで、50万円の予算でやらせていただきまして、ガイドブックにつきましても、同様の予算でやらせていただいているところでございます。

今年度を実施いたしました道央・道北への新聞広告でございますけれども、これにつきましては、経済対策の部分の予算を使い、やらせていただいております。夏と今回のシルバーウィークに目掛けて、それと今後、冬場に目掛けての3回で考えておりますけれども、それにつきましては、観光プロモーション事業という形で、経済対策で総体で200万円をつけた予算の中の120万円を使って実施しているところでございます。今回の道央・道北のシルバーウィークに向けての部分につきましては、市だけの予算ということではなくて、各個店の皆さんにも御協力いただきまして、協同でお金を出し合うことによりまして、道北・道央に向けて89万部という大量の部数で告知することができたという形になっております。

高橋委員

効果のほうはわかりますか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

効果につきましてですけれども、昨年の部分につきましては、なかなかどの程度のリターンというのが把握しきれていないところもございますけれども、例えば宴会プランの店舗の皆様には聞いたところでは、直接的な動きというよりも、自分の店が宣伝されるという部分では、こういう取組は効果的というか、継続的にやっていただくことが重要なのではないかというような御意見もいただいておりますし、今年度の新聞広告につきましては、単に広告ということではなくて、実は今回のシルバーウィークに向け、広告の下に携帯のサイトなども連動するような形になっておまして、新聞ですと一日だけの広告になっておりますけれども、それをさらに携帯等も連動して、これから 1 か月、2 か月という中で、クーポンを利用して集客を図るといふねらいもございますので、効果のほうはその辺も見極めながら、出てくる形になるかというふうには考えております。

高橋委員

なかなか簡単に数字では出てこないとは思いますが、効果は必ずあるというふうには私も思っております。

小樽がらす市について

次に、イベント関係で何点が質問をしました。

小樽がらす市についてお聞きしたわけですが、旧手宮線の会場の雰囲気はすごくよかったという声をたくさん聞いております。まず、この旧手宮線を会場として選んだ理由、その経過を含めてお答えいただきたいと思っております。

産業港湾部長

昨年来、内部の人間と、それからガラス関係者で、いろいろ議論を続けてきておりました。そういった中で、ぜひとも平成 21 年度には何らかの形でもってやりたいというか、盛り上がりはかなりありまして、それにまた商工会議所が過去 3 年間、J A P A N ブランド育成支援事業という、小樽のガラスの知名度の広がりや国際化を図るといふ意味で、国の支援を受けた事業があったのですけれども、それがたまたま 21 年度で途切れるということがあったものですから、それと市長の判断もありまして、では独自でやろうというようなこともございました。それがまずスタートのきっかけになったわけですが、そこで、ではどこでやるかという今のお話ですが、その中で、せっかく小樽がガラスのまちだと言われている中で、市内はもとより道内あるいは全国の工房の皆さんにも呼びかけてやるということになれば、やはり歴史的に意義のある場所というのが、一つ特性として挙げられるのではないかと議論がございまして、天候を考えると、例えば旧丸井今井の現在使われていない建物の中もいいのではないかと意見はあったのですけれども、やはりその辺のリスクを冒しても、そういった歴史的な遺産を活用すべき、あるいは近くに文学館、美術館もあるとか、そういう全体の雰囲気を考慮して、最終的には実行委員会の中で、あの旧手宮線に設定しようということになったわけでございます。それは、時期としても最初に取り組みますので、これはどれぐらいの人が来てどうなるかというのは、予想がつかないということもございましたので、それから新年度早々の立ち上げでもございましたし、時間もないうちで、やはりそれは夏に向けて、おたる潮まつりの時期がいいのではないだろうかというようなこともあわせて実行委員会の中で意思統一されて、第 1 回が行われてきたということでございます。

高橋委員

今、部長が言われたように、この場所は正解だと思います。本当にいい場所だというふうには思いました。

今後の開催ですけれども、御答弁では、潮まつりと同時期に来年も行いたいというふうになっていましたけれども、ぜひ定着してほしいイベントだというふうには思っております。

今後の考え方ですけれども、ずっと潮まつりと同時期にやっていくのか、ある程度成長したら切り離して別な時

期に持っていくのか、この辺の考え方はいかがでしょうか。

産業港湾部長

出店者の皆さん、道外を含めて27の工房等の方の御意見について、アンケート調査をいただいたのですけれども、やはり来年も引き続き出たいという方、やってほしいという方が相当数ございまして、それで場所としては答弁いたしましたように、相当数の方が旧手宮線の場所がいいのではないかと、よかったということもあります。実行委員会を先般開きましたのですけれども、アンケート調査の結果を踏まえて、実行委員会の中でも定着するまではあの場所がいいのではないかというような意見もございましたので、当面、やはりあの場所が適当かというふうには我々も思っております。最終的にまた実行委員会を開いて、そしてまたその時期の問題もございまして、では来年、潮まつりはいつやるのかというお話もございまして、その時期にやはり合わせてやったほうがいいのではないかという意見が相当数ございます。ただ、いろいろありまして、独自性を持たせたほうがいいのではないかと、もう少し早い6月がいいのではないかとか、そういった御意見もございまして、当面はやはり今回同様の場所と時期になるのではないかというふうに思っております。

高橋委員

観光にかかわる所管について

イベントですとか、それからこの観光にかかわる部分でちょっと気になっている点は、所管の部分なのですけれども、例えばおたる産しゃご祭りが、これから行われますけれども、所管は水産課だというふうに伺っています。今、小樽がらす市は産業振興課と、クルーズ船の誘致については港湾室という、ばらばらの所管になっているわけです。部としては一つの部ということになるわけなのですが、この観光行政という観点から考えたときに、では観光振興室のかかわりはどういうふうを考えていくのかというのが、非常に問題かというふうに私も思っております。この点については、どのように考えておりますか。

産業港湾部長

そういうようなこともありまして、経済部と港湾部の統合ということが、まず一つあったのです。そういった成果というのが、十分やはり反映されているというふうには私は思うのです。それで、課のレベルで考えれば、それぞれやはりスタートの時点が違ふといいますが、例えばおたる産しゃご祭りであれば、それは水産業の振興としてのスタートです。それから、小樽がらす市もやはり製造業の振興です。それから、クルーズ船については、商船入港の一環としてのとらえ方です。結果として、その成果に合わせて、アウトプットとしてやはり観光というものが出てくるわけなのです。ですから、それは各課がそれぞれ認識して、それぞれの事業に従事しておりますから、現行の中で十分機能はされていると思います。それで、今年、がらす市は、事務局には入っておりませんが、観光振興室からいろいろな知恵はかかっていますし、それから水産課が補助金の窓口になっておりますししゃご祭りの関係については、観光振興室が実行委員会にも出ております。それから、クルーズ船についても、例えば出迎えなどは、港湾室はもちろんやっているのですけれども、これが例えば横浜港から小樽港にクルーズ客船が来るとき、その中に観光振興室の職員が乗って、その船の中にレセプションというか、受付を設けて小樽観光のPRをしてくるわけです。観光が必ずそこにかかっていますから、そういった意味では、今やっていることの中で、観光振興室の機能というのは十分発揮しているというふうに考えております。

高橋委員

部長は各課の内容に精通しているというふうに今わかりましたけれども、私が市長のほうに提案したのは、観光振興室の強化ということで、私が感じている部分としては、やはりマンパワーが足りないのではないかと。小樽観光都市宣言をして、小樽はある程度観光で食べていくのだという思いを感じれば、今のスタッフのメンバー、優秀なスタッフばかりだと思いますけれども、部長を中心に本当にその中でやっていけるのかというのが、非常に危くされると思うのです。これについては、部長の思いを聞かせていただきたいと思っております。

産業港湾部長

本会議でも市長から答弁いたしましたけれども、かつて観光課に 3 係がございました。それが平成 13 年でございますけれども、観光振興室の 2 課体制にして強化をしてまいりましたし、それから近年では、またその中でグループ制をとって、非常に柔軟性を持って、フレキシブルに仕事ができるようになっていきます。なおかつ、それでも新しい事業というのは、毎年のように一つ二つ加えてきて、これはこなしてきていて、特に大変だというふうに心配していただけるのは大変ありがたいわけなのですけれども、潮まつりやそれから小樽雪あかりの路の事務局を持ってありますから、職員はその朝から晩まで走り回っている状況です。

ただ、しかし最近の現象としては、そこに市民のボランティアの方が加わってきているということです。従来から、例えば潮まつりについては、小樽青年会議所が大きな柱となって運営の一翼というか、主翼になっていただいているということで、市民ボランティアとしての活躍があります。それから、雪あかりの路というのは、御承知のようにもう 11 回目ですけれども、スタートしたときから、市民がそれぞれの知恵を持ち寄ってやり出したという経過がございます。それが今や相当のボランティアの方に支えられていて、そして一般市民のボランティアの方と二つのボランティア団体も加わる、あるいはそれに韓国の青年の方が毎年 50 名ぐらい来るといって、そういういわゆるボランティアの方々に、イベントとか観光行政が支えられてきているという部分がございます。そしてまた、なおかつ今のおたる案内人制度、この成果によっても、いろいろな意味で観光客の皆さんにホスピタリティを提供していただいているというような、行政を取り巻く環境が相当変わってきてありますから、職員としても一生懸命に汗を流してやっておりますけれども、それによって、これはもう大変でできないということはない。官民協働でやってきてありますから、私は当面、大丈夫だというふうに思っております。

高橋委員

私の心配は、懸念はないということをはっきり言われたので、これでわかりました。ぜひ期待をしたいと思えますし、応援できるところは応援したいというふうに思います。

港湾合同庁舎の跡地利用について

次に、港湾合同庁舎の跡地利用についてお聞きしました。これについて、何点かまたお聞きしたいと思います。

ここでは、港湾空間のイメージをお聞きしました。イメージなので、なかなかつかみづらいというふうに思うのですが、異国情緒も楽しめる国際交流空間をイメージしているというふうにありましたけれども、もう少しわかりやすく具体的にお聞きしたいと思います。

（産業港湾）事業課長

第 3 号ふ頭周辺地区について、小樽港将来ビジョン、その中のイメージという部分の具体的な説明ですけれども、まず 1 点目といたしまして、市民の方ですとか、また来訪者の方々がこの場所に来て、身近に外国船ですとかクルーズ客船、こういったものを眺めていっているというの、一つ考えてございます。また、外国船が小樽港に入港した場合、この乗客の方々と、この場で市民の方々が交流できるというような部分もイメージしてございます。そのほか、小樽港は外国貿易港ということでもございまして、さまざまな国と貿易をしているわけなのですけれども、これらの国々の人、例えば船員ですとか、またそれらの国々のもの、文化、こういったものにこの場所で触れられるような、そういった空間をイメージしてございます。

高橋委員

交流ということで、人が集まる場所というイメージかというふうに思いますけれども、次に、先ほども申し上げましたけれども、現在使われている港湾合同庁舎の跡地利用、御答弁では、当面としては多目的広場としての利活用ということでしたけれども、この現状の多目的広場という考え方と、それから将来にわたっての考え方、この 2 点についてお聞きしたいと思います。

（産業港湾）事業課長

まず、多目的広場としてのその内容ですけれども、基本的には、一般質問での答弁にもありましたが、潮まつりですとか、市で催される公的なイベントですとか、そういったものに活用していただければというふうに考えてございます。

将来的な部分に向けてなのですけれども、これにつきましては、当面、多目的広場として活用していく中で、いろいろなニーズ等もまた生まれてくるかと思えます。そういったものも勘案しながら、将来に向けて検討していきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

将来的な考え方はまだ見えないというところなのですね。わかりました。

まちづくりという観点からいけば、これは建設部との協議が、非常に大事というふうに思うのですが、建設部の立場からは、これをどのように見ておりますか。これは産業港湾部のことだから関係ないと見ているのか、小樽として非常に大事な第 3 号ふ頭の基部なので、これはぜひとも建設部としても携わって考えていかなければならないのだというふうに考えているのか、その辺の思いを建設部から聞かせていただきたい。

建設部長

第 3 号ふ頭基部は、非常に中心市街地と連動しているということで、まちづくりについて、今、非常に重要な部分であろうというふうに思っております。今、港湾合同庁舎が新築されておりますけれども、あの部分についても、あの景観上のいろいろな問題等々については、我々もその協議会と申しますが、いろいろ懇談会に入りまして意見をいろいろ言ってきた経過もございます。そういった面では、まちづくりに非常に大きな部分というふうに思っています。一応、あの部分は一義的には産業港湾部のほうで、いろいろな考え方の中で今後とも整備をされていくのだろうというふうに思っておりますけれども、今言ったような観点の中から、まちづくりや中央通の連続等々を考えても、非常に大きな意義があるというふうに思っておりますので、そういった部分では、今後、どのような整備方法が出るかということも注目しながら、部としてどういった形でできるかについては、産業港湾部とも連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

この土地については、やはり産業港湾部が主体としてどのようにかわっていくかという、そういう中心的な企画等については産業港湾部所管ということでよろしいでしょうか。

産業港湾部長

所管としては私どもでございますが、活用方法等、今、建設部長からも答弁がありましたけれども、関係部と当然、協議しながら進めていくということでございます。

高橋委員

最後に、市長にお伺いしたいと思いますけれども、将来的なことも含めて、ここは大事な土地なので、できれば早めに手をつけていただきたいと思えますし、緑地とか市民の憩いの場ということも含めて、十分検討して、早期に計画を進めていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

市長

第 3 号ふ頭との連動と申しますが、一つは本会議でも質問がありましたけれども、第 3 号ふ頭をクルーズ船の船客待合所と申しますが、そのようなものの整備も含めて、今の合同庁舎の跡地との連動、そしてまた中心市街地への流れと申しますが、そういうものを想定してやっていくべきだというふうに思っています。問題なのは、既に倉庫業者と申しますが、民間の倉庫があるものですから、これをどこへ移築するかという問題も絡むものですから、ちょっと時間はかかりますけれども、第 3 号ふ頭をきちんと親水性も含めて、クルーズ客船の入港バース等もきちんとつくるといふスタンスの中で整備していくべきだというふうに頭の中で思って、たまにはそういう話をするの

ですけれども、なかなか現実的には難しい問題なので、時間がかかりますけれども、きちんとそういう将来構想を持ってやっていくべきだというふうには思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 27 分

再開 午後 3 時 50 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

町会・民生委員・行政との連携と安心カードについて

今の質問を聞いておまして、特に秋元委員の質問でちょっと私も考えるところがあったものですから、質問をさせていただきたいと思います。

特にインフルエンザ対策についてお話があったのですけれども、うちは富岡北部町会というのですけれども、840 世帯のうち 100 世帯が独居老人ということで、この対策について、我々も心を砕いておったのですが、町会と民生委員の連携というのが、我々もなかなかとれていなくて、大変苦勞をしているような状況です。特に危機対策については、各地区にある消防団、各町会と民生委員の連携というのは、絶対不可欠になってくると思います。それと行政です。我々も町会の総会をやるのですけれども、総会のときには案内を出して、出席をしていただくようにはしているのです。そのとき以外は、ほとんど周りを見ては連携がとれるというか、情報交換をできる場はないのです。

皆さんはたぶん御存じだと思いますけれども、全国で今、安心カードという運動というか、独居老人対策として、そういう活動が広がっています。朝里地区の一人の民生委員の方が大変尽力をされて、今、各町会単位、民生委員の方も含めてですけれども、働きかけをしていらっしゃる。我々富岡北部町会もその意を受けて、今月 24 日に来ていただきまして説明会も開きました。その前に、我々としては、うちの町会だけですけれども、安心カードの導入については、町会の役員会で、町会が予算を持ってこれを導入しようということを決めております。

実は、民生委員の方にいろいろお話を聞くと、大変やはり特に独居老人が増えているのです。それだけではないわけですが、生活保護の家庭の方もいらっしゃるし、独居だけでなく、例えば認知証の高齢者の方が地域が増えて、これが施設に入っていないとだめだというふうになるわけですね。高齢者の夫婦で面倒を見合っている状況もあって、いろいろ苦勞をされているようです。一部はやはり町会が相談を受けて、それに行政も対応していただいて、それで解決をした例などもこの間ございました。

言いたいのは、基本的には町会とやはり民生委員の方、これと行政、特に三者が連携をして対応するというのを、生きたシステムにしていけないとだめだというふうになるわけですね。これは行政だけでできることではありません。

ただ、問題なのは、秘密保持ということで、個人情報の問題がありまして、我々は、今、資源物の回収を町会単位でやっております。みんな町会は、予算がありませんので、市のほうからも奨励金を出していただいているような例もあって、それを財源にしているものですから、一生懸命、町会の環境部というのが資源回収をするときに、同時にそういう独居高齢者の方の情報をいただければ、そこを我々は月 2 回やるのですけれども、そのときに訪ねて、様子を伺って、なおかつ資源物を出す手伝いもするということです。そういうことをしようということも出た

のですけれども、名簿については、相談をしていただいたのです。我々の町会には、840世帯あるのですけれども、民生委員の方は4名です。地区の民生委員協議会に問い合わせをしましたところ、名簿は出せないということで、今、我々は把握できないのです。75歳以上の高齢者については、我々はいわゆる祝い金を出すようにしているので、その名簿さえ、今、我々のほうでは把握できないような状況になっております。

この問題については、大変苦勞をしております、何かいい打開策はないのかということで、今、民生委員の方には、合意をしていただいた独居の世帯については、町会のほうに連絡をいただいて、我々が手伝いをできるところについては、やりましょうということまではいっております。ただ、やはり正直言って、町会の三役、会長、副会長ぐらいですね、会計もいますけれども、そのぐらいには法的なものはありませんが、情報としていただけないかというふうに我々は思っているのです。これは市として、民生委員は管轄が国のほうだそうで、違うのだそうですけれども、市のほうの考え方をまずこの点についてお聞きしたいと思います。

福祉部長

今、委員が言われました、例えば町会で高齢者に見舞金なり祝い金をお渡しする場合がありますが、実は市のほうにもいらっしゃいまして、これまでにはリストをもらえたのだけれども、市のほうもいわゆる個人情報の扱いということで、以前は別として、今はできませんという話をしたことがございます。それと同じように、今、お話がありましたように、町会で、生の話をしますと、民生委員と町会の役員で同一の方がいらっしゃるといって町会も結構ありまして、そういったところでは、わりと円滑な部分もございますけれども、そうでない町会もございます。そういったところでは、やはりお話があったように、民生委員というのは守秘義務がありまして、我々もその辺は守ってくださいということですので、当然、公開しないということになります。そうすると、同じ地区に住んでいても、高齢者に対しての思いは同じなのですけれども、一方の町会の思いは果たされないということで、人間関係がおかしくなるとか、そういったお話も現実でございます。その辺は、公開してくださいとも言えませんし、やはり民生委員に対しては、民生委員の仕事の中で判断してくださいということになります。しかしながら、地域の独居あるいは高齢者の方々の生活の見守り、あるいはいろいろな相談をするということでは、民生委員も町会の役員の方も同じですので、そういった目的は同じという中で、いろいろジレンマがあるということも事実でございます。

そういったことは、こうすればいいというものもございませんけれども、お話にありました町会なり民生委員なりと行政が連携して、その地区でよりよい生活をしてもらうための支援をするということですので、そのリストを出すのか出さないのかという問題は別といたしまして、連携していただくという中で、いろいろその地域のために、それぞれの役割を担っていくということしか言えませんが、連携していくということでは、町会からも民生委員に対して、そういった連携をお願いしますと、そして、民生委員からも、町会と連携していきたいと、そういった動きは最近いろいろな場場ありますので、いろいろな部分でそういった働きかけの中で解消していくのではないかと、いうふうに思っております。

総務部長

切り口が違うので話させていただくのですが、今年、防災の観点で、それぞれの障害の方あるいは独居老人の方が多いのですけれども、実は今、避難支援プランづくりというのをやっています。今年、国のお金、それも相当大きいお金を使って、今、臨時職員を相当雇ってやっておりますけれども、実はそれを始めるときに、民生委員の方の力をかりたのです。独居の方に1枚ずつペーパーを持って行っていただいて、そういうものをつくっていいですかということをお聞きしました。オーケーという方は丸をつけていただきました。実は今、その方たちを再度訪問して、個々の避難支援のプランづくりをやっているのです。そのときに、やはり今の個人情報の問題がありますので、本人たちの確認をしております。それでも6,000人ぐらいの方から、つくってほしいといった声があって、今、6階のほうに事務局をつくってやっております。毎日、臨時職員が外へ出て、一軒ずつ訪問しております。年内にでき上がりますので、そのできたその6,000人分の膨大な資料をどう使っていくか、実は議論をしております、情

報的には外へ出してもいいという方もいらっしゃるので、そういう前提でつくっていますので、それは町会にも持っていただいたほうがいいのではないかという議論も今やっております。もちろん民生委員の方に持っていただきます。そのようなことが一つの突破口になって、少しずつ進んでいくのかとも思っております。

山口委員

今、両方から御答弁をいただきましたけれども、これは町会と民生委員の連携にとっては、先ほど少し申し上げました安心カードというのは、私は非常にいいと思っております。説明会にも、当然、民生委員の方全員に来ていただきましたが、そういう話をしましたら、隣の町会の民生委員の方にも声をかけていただいて、一緒に聞いていただきました。大変いい提案なので、ぜひやりたいということで、富岡 1 丁目の町会も検討に入られるようです。町会の役員の方も、民生委員と一緒に我々の町会にも 3 名の方に来ていただいて、話を聞いていただきました。

これはどういうものかということ、皆さん御存じかどうかわかりませんので申し上げますと、簡単です。要するに、孤独死とかがたくさん起きております。例えば、独居の方が倒れられて、救急車が行ったところ、病歴も緊急連絡先も血液型もわからない、どんな薬を飲んでいらっしゃるかもわからない、アレルギーがあるかもわからないということです。やはり処置するのに、そういう情報がわかっていれば、これは病院のほうでもすぐ対応できるわけです。そういうものを、基本的には独居の世帯の方に書いていただくのです。それを 100 円ショップで売っているのですけれども、透明な筒の中に書かれた情報を入れます。今、申し上げたような情報プラスまだあるのですけれども、それを書いていただいて、それを冷蔵庫の中に入れていただくのです。ハートのシールが上と横に張ってあるのですけれども、ジュース入れのところに入れるとか、上の棚に置くとか、正面から見てもわかる、横から見てもわかるわけです。それを冷蔵庫の正面にも表示を張るのです。赤いハートということで、一応、今、共通に同じようにやりましょうと。朝里地区ではそうやっていらっしゃるし、我々も同じにやろうということです。経費的には、150 円から 200 円です。これは、我々としては、予算については町会で全部見ようと。回覧板も回して、独居高齢者以外の方でも、当然、必要な方がいらっしゃいます。仮に、これで子供が一人になる場合もあるとか、若い方でもそういう需要があるわけです。これを回覧板で回して、必要な方を抽出して、その方には町会のほうにとり来ていただく。ただ、これは置きっ放しではだめですから、民生委員の方というのは 5 月に、1 か月かけて、独居高齢者の方々のところに調査に入ります。このときに、基本的には回っていただこうと思ったら、早いことやりたいと。冬は大変だからということで、我々としては 11 月ぐらいに全部対応できるように、民生委員の方にも回っていただけるということになりました。いずれにしても、5 月に調査に入りますから、そのときに説明をしていただいて回っていただくという方法は、ほかの町会などではとっていただけないのではないかというふうに思うのです。

こういうことを行政も含めて、民生委員の方に働きかけたり、それから町会のほうにも働きかけをしていただいて、それをきっかけにして、民生委員の方と町会、それから行政が連携をとれるような方向になっていけばいいと思うのです。消防本部のほうにもこれは当然こういうことをやっておりますということは届けますし、それから警察のほうにもそういう連絡はいたしますので、そういう連携の中でスムーズにやればいいと思います。それをもう少し拡大して、災害などの緊急時とか、今、総務部長がおっしゃったようなところにも活用していけばいいのではないかと。消防団もいます。だから、そういう意味で、やはり日本の民主主義とは、わりと形式的にたくさん組織はできているのですけれども、全然生きていないということが一番問題なわけです。本当の市民との協働ということを市長も標ぼうしていらっしゃるし、また、小樽はわりとそういうことがうまくできているまちだと思いますが、なかなかやはり町会活動とかということについては、そういうふううまくいかないところがありますので、いろいろ手をかえ品をかえ、市の職員で町会と連携をとってというような制度をつくられましたけれども、そういうものを本当に生かそうということのきっかけとして、この安心カードが広がっていけばいいと私は思っていますので、ぜひ行政としても、その応援、それから呼びかけ、周知も含めて、そういうものをぜひ取り組んでいただきたいと思っております。これは要望ですが、お答えをいただければと思います。

市長

実は、非常に孤独死が多いということで、今年、たしか 7 月だったと思いますけれども、見守りネットワーク会議という新たにつくった会議がありまして、いろいろな団体の方に入ってもらいました。要するに、例えば新聞受けに何日もたまっていると、これは異常があるのではないかと。そういうものをお互い地域の人、あるいはまた新聞配達員、ガス会社、電力会社、いろいろな方がその家に行くわけですから、そういう異常を発見したら、直ちに連絡をする。民生委員なり、それから包括支援センターといった人が、いろいろな取組をしましょうというのを取決めしました。

その中で、たまたまこの安心カードの話も知っており、朝里の町会長がいましたので、その場でこの実例を話していただいて、ぜひこういうものを取り組みましょうというふうな話もしましたし、これからまた町会の会議等でこういったもののお話を、全市的に取り組んでいきたいと思っておりますので、そういうことでよろしくお願ひします。

山口委員

政権交代に関連して

代表質問、一般質問でも政権交代についてお話が出ましたが、今回の政権交代というのは、ただ政権が変わったというだけの話ではないわけですね。これがどういうふうになるのか、私は大変興味深く注視しておりますけれども、昨年 4 月の第 4 回定例会では、私は補助金改革について申し上げました。予算特別委員会でもそれに触れさせていただいて、話を申し上げました。本年の第 2 回定例会では、予算のいわゆるシーリング予算と言われるもの、省庁別シェアリング方式で、ある意味では予算を消化していくようなやり方が、一番無駄を生んでいるのではないかとということで話をし、提案も申し上げました。全国市長会を通して、そういう部分については、ぜひ要望をしていきたいというお話も、市長はされておりました。実は、それが意味では、民主党のマニフェストだったのです。これは、単にお金の使い方が変わるというだけではなくて、要するにこれまでの制度ががらがら変わるので、人員配置も変わるでしょうし、要するに予算の枠も、これまでのように枠づけされた予算の中でやれるというわけではないわけですね。一律 5 パーセントカットとかとやっておりましたけれども、そうでないわけですね。基本的に、必要なところに予算をつけるということですから。

もう一つは、国の出先機関ですね、独立行政法人とか、特殊法人とか、そういうものを通して、補助金もつけたり、予算もつけたりしていたところを、これは全面的に見直そうということなのです。結局、非常に合理的な財政運営をしようということなのです。ヨーロッパは、もうどうの昔にやったのです。フランスも中央集権から、明らかに分権型に変わっていきまして、予算の使い方、これは日本以上に、はるかに人につけるということですね。子育て支援もすごく強烈なことをやっていますし、制度設計をもう一回一からやり直すことですから、そういうふうに制度ががらがら変わっていくのです。これまで自治体の行政というのは、国の指導の下に、ある意味では下請行政のような形でやられてきたと思います。これは補助金を通して、ある意味では国が自治体を縛っていたということも言えるのです。

来年度予算からは、相当、変わってくると思います。いきなり変わるわけではないと思いますが、そういう中で、やはり我々、これは議員も含めてだと思っておりますけれども、予算も財源も移ってくるわけですね。補助金が一括交付金になるわけですから。そうすると、我々は必ずから都市運営をやらなければいけないわけですね。政策の優先順位も決めなければいけませんし、何をやるのかという、政策論争をやらなければいけないわけですね。当然、市内にも、今のような原部・原課制度だけではなくて、一定の都市戦略的なチーム、国にもそういうものができたように、当然そういうチームも必ず必要になってきます。特に、企画政策室は、重要な役割を果たすのではないかと私は思います。だから、そういうことも含めて、やはり覚悟をするというか、一定の準備が必要だと思っております。

もう一つは、自治体側から、これまでである意味では全国市長会を通していろいろな要望をしていたということは、問題意識があったということですから、ここを直してほしい、そうしたらこういうことができるのだという問題意識

識がおりになったでしょうから、そういうことについて、国に対して自治体のほうから要望をしていく。やはり一定程度整理をして、国に向かってこういうふうにやってくださいと、物を言っていくということがやりやすくなったわけですから、ぜひやっていただきたいと思います。

単に陳情するだけではもうだめなわけですから、我々としては、こうしたいのだ、ここを直していただければ、自治体でこういうことができるのだということです。そういう具体的な政策をつくって、そして東京事務所に人員がいるわけですから、市長も出向いて、そして要望をして変えていただく。一気にはいきませんから、真っ先にこれをやってくださいと。私はそういうことが大変重要になってくると考えています。

そこで、どういうふうに答えていただくのかわかりませんが、そういうことに対する心構えと言ったらおかしのですが、覚悟、決意です。それと、やはり今後の自治体のあり方についても、変わるわけですから、そのことについて御決意をまずお伺いしたいと思います。

市長

たぶん相当今までのルールが変わっていくのだろうというふうに思います。いわゆる従来は官僚主導型の政治と申しますが、それが完全に政治家主導というふうになるわけですから、先般もちょっと話をしましたけれども、我々は今まで中央陳情に行って、議員へも行きますけれども、省庁へ行く。どちらかという和省庁のほうに力があって、省庁が首を縦に振らないと進まないというような状況があるわけです。そういう面では、今度は逆に言うと、省庁のほうは受け付けられないのではないかと。逆に、政治家のほうへ行ってくださいと、政治家の指示を仰いでくださいという話になるのかという感じはしています。

早速、今日、閣議決定がありまして、現行の概算要求基準は廃止をする。前政権のものは、全部ゼロにする。ゼロベースで予算編成をください。10月15日までに、マニフェストを踏まえた要求をせよということですから、我々も今までの発想ではだめだと思います。発想を変えなければ、ついていけなくなりますから、そのあたりはこれからどういったふうな流れになっていくのか、状況を十分見ながら、我々もする。もちろん北海道市長会、全国市長会も、もう既に声明も出しまして、平成21年度の補正予算、凍結、組替えについては、地方都市の実情を十分把握してほしいと。そして、自治体の財政運営に混乱が生じないように最大の配慮をしてほしいということ、今日、早速、緊急要請をしまして、それぞれもう動いていますので、そういった国の動きを十分見極めながら、我々もどうしていくかというものははっきりしていきたいと思います。

新聞報道によりますと、陳情の窓口は一本化するということで、民主党のほうは、北海道に窓口を一つつくりまうと言っていますから、そこが窓口になるのか、わざわざ東京へ行かなくてもいいのか、そのあたりもこれからどういうふうに決まっていくのかわかりませんが、そのような状況を見ながら、我々も対応していかざるを得ないというふうに思っています。

山口委員

もう一つ、分権の考え方で、今、道州制といったって、これまでいろいろ議論があったのですが、民主党もわりとまだはっきりしないところはあるのですけれども、基礎的自治体に対して、そこを中心にして分権をしたのだということを言っているわけです。基本的に、北海道みたいところはどんどん大きな権限を持って、そこが下請みたく自治体になるというような構造というのは、これは絶対に間違っていますから、そういうことについても、やはり強く自治体から、そんなふうになっていかないように、先ほど、定住自立圏構想のお話がありましたけれども、どんなふうに基づ底的自治体というのを考えているのかということが、これから決まってくると思うのです。そういう考え方についても意見を言いながら、我々としては、非常に自由な裁量で自治体運営ができるようになっていくように、要望していただきたいと思います。この件については、お答えは要りません。また、この件について、詳しくやりたいと思います。

観光客動態調査について

観光客動態調査について、平成12年と16年に行ったものは、コンサルタントに発注して実施したわけですが、今回は、ボランティアによって調査されたものが、ようやくまとめられたわけです。小樽の観光については、これまでも議論をさせていただいておりますけれども、前回の調査と違った特徴は、どういうものがあるのか、どういうふうに分分析をされているのか、大まかでいいですけども、まず、説明をいただきたいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光客動態調査の今回の速報値の特徴でございますけれども、まず、前回の調査と大きく特徴的に変わっている部分は、小樽での滞在時間数がまず挙げられると思います。前回調査ですと、全体で4.8時間という滞在時間になっておりました、それで道内客では5.1時間、道外客では4.5時間となっております。それが今回の調査では、全体では4.4時間ということで0.4時間の減、道内では4.7時間ということで同じく0.4時間の減、道外では4.2時間ということで0.3時間の減となっております。

それと、観光客1人当たりが訪問する観光の施設数でございますけれども、これは前回調査では、3.2か所の施設を回るというような結果でしたけれども、今回は3.8か所と、0.6か所の増という形になっております。先ほどの滞在時間数が減少しているにもかかわらず、箇所数については多くなってございますので、そういう意味では、まち場のほうで言われておりますとおり、実際の個店の皆さんが感じる、1人当たりの滞在時間の1か所にとどまっている時間というのは、前回よりもかなり短くなっているのではないかとこのように考えております。

それと、小樽での消費額についてでございますが、前回調査では、宿泊した観光客の皆さんは3万3,090円という形になっております。一方、宿泊しない観光客につきましては、1万6,683円という形になっておりましたが、今回調査では、宿泊では2万9,384円、宿泊しない観光客では1万956円という形で、ともに前回よりも金額的には下がっているというのが、今回の主な特徴でございます。

山口委員

これはサンプル数が前回に比べて2,000人ぐらい少ないのですけれども、方法としては前回の調査と同じような方法をとってやられたのですか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

方法につきましては、前回と同じ方法でやっておりますけれども、やはり近年、アンケート調査に対する理解というのがだんだん乏しくなっており、国勢調査などの調査でも同様だとは思っておりますけれども、そういうふうな中で同じ手法をとったのですけれども、前回よりもサンプル数のほうは落ちている形になっております。

山口委員

ちょっと私が気になったのは、この調査の中で、確かにパーソナルで旅行に来られる方は、圧倒的に増えているというふうには思うのですが、団体旅行のサンプル数が、大変少ないのではないかとこのように思うのですけれども、これはどうですか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

こちらにつきましては、調査箇所数、市内7か所で調査しておりますけれども、特段、し意的にサンプル数を少なくしたということではなくて、回答者の皆さんの旅行形態が、やはりパーソナルに移行してきているという部分もございまして、団体旅行者の皆さんは、割合的に少なくなっているというふうにご覧いただいております。

山口委員

ただ、例えば「今回の旅行形態について伺います」という項目で、団体旅行は構成比5.7パーセントなのです。入り込み数に対して、5.7パーセントしか団体客が来ていないのかと聞いたら、そうではないわけでしょう。大体、入り込み数のうちで団体でいらっしゃる方々の人数というのは、わかるわけでしょう。

（産業港湾）観光振興室長

今、主幹が申し上げましたとおり、し意的な形でサンプルをとったわけではございません。その中で、全体714

万5,000人という程度の入り込みがありますけれども、そのうち団体客が何割かという押さえは、私どもではしておりません。

山口委員

堺町地区がメーンの受皿になっておりますけれども、堺町に店舗を構えていらっしゃる方々から、全員というわけでありませんが、やはり明らかに滞在時間が短くなっているとお聞きします。また、前にも話を申し上げましたけれども、浅草橋街園に滞留していらっしゃる方というのは、明らかに減っています。これは人力車の方が一番御存じで、いつも私は聞くのですけれども、ここ特に旭山動物園があれだけ人気になって以降、本当に半減していると言っているのです。

これは、私は、いわゆるフリープランとか、パーソナルでいらっしゃる方は、あまり動向は変わっていないのではないかと。ただ、今、報告を受けたように、回られる箇所、これが若干増えているのだと思います。だから、1か所に対する滞在時間が短くなっているのだらうという報告はよくわかりました。

ただ、問題は、団体旅行でいらっしゃる方が、相当やはり箇所数が増えたりして、小樽での滞在時間が減っているのではないかというのが実感として持っているのですけれども、これは別に観光客に聞かなくても、エージェントに聞いたらわかります。だから、その辺のところは押さえておかないといけないと思いますけれども、どんなツアーの形態になっていますかと、電話でヒアリングして聞けばわかりますね。これは、今までエージェントというさされているわけですから、団体旅行の形態が変わってきたということは、ずっと押さえていけば、変化というのはわかりますね。その辺の押さえはしておりませんか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

委員がおっしゃるとおり、団体旅行の部分では、あえて来た方にお聞きしなくても、どのような旅行商品になっているかというのはわかる形になっておりまして、実は、この春、3月に全国の旅行会社からパンフレットを集めさせていただきまして、小樽はどのような旅行プランになっているかというのを、パンフレット上ですけれども、一応調査させていただきました。そうしたところ、やはり近年言われているとおり、時間数は90分から180分ぐらいの間の商品が、非常に多くなっているというのは事実でございます。

この中で、若干、小樽の位置づけというのがどのような形かというのをお聞きしているのですけれども、小樽は観光地の中では非常によいまちだというようなお答えをいただきました。それは、まちがよいということもあるのですけれども、安全・安心なまちでもありますし、旅行者を自由に散策させられるという意味では、非常に時間調整のききやすいまちだということで、例えば180分の行程を組んだとしても、天候で飛行機が遅れたりしても、小樽に着いていたときに、通常180分のところ120分に短縮することも、小樽であれば可能ですし、逆に次の目的地に向かって行くに当たって、90分の予定をしていたのが120分、180分過ぎしていただくことも可能な、本当にいいまちだというような言われ方をしております。

そういうような形になっておりますので、必ずしも旅行パックの時間数だけでははかり知れないところはございますけれども、今回の調査で出てきている部分よりは、短い時間数でのパックが大多数含まれているということは承知しております。

山口委員

いずれにしても、観光のポテンシャルが下がっていることは間違いのないのです。地域ブランド調査の魅力度ランキングでも、1ランク落ちました。6位とは大したものですけれども、落ちたことは間違いのないのです。入り込み数も、年々減っているわけです。海水浴客を除けば、初めて700万人を割ったのです。観光入込客数を見ると、平成20年度で、年間714万人いるけれども、海水浴客を除いたら、680万人ぐらいになっていますね。

ただ、いいのは、外国人の観光客は減っていないのです。上下はありますけれども、初めて、どうですか、アジア圏だけで宿泊延べ数が4万人です。だから、これはどんどん増えていくと私は思います。いろいろな観光キャン

ペーンもされて、努力をされていますけれども、特にアジア圏について、商品の販路拡大や観光客誘致も含めて、これから特に東アジアというのは、政権も交代しましたし、経済交流がどんどん進みますから、そういう意味でぜひ東アジアの情報を、これは北海道も含めて小樽はぜひ連携をとって、そして交流を深めていくということとをぜひとも力を入れてやっていただきたいと思います。

個々の制度についてはまた論議をさせていただきますが、一応これで終わりますけれども、最後に、市長に感想をお伺いして、終わります。

市長

確かに、海外、東アジアの観光客が増えていますから、これからも観光キャンペーン等を通じ、あと物産展等を通じて PR をしていく。知名度はかなり高いです。これは、台湾でも香港でもアンケートをやりましたら、8割の方は小樽の地名を知っていると。おまけに半分ぐらいは行ったことがありますというアンケート結果もありますから、もっと小樽の知名度を生かして、誘致活動をしていきたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

吹田委員

新型インフルエンザについて

まず、新型インフルエンザについて、先日、本会議で質問させていただいているのですけれども、今、新型インフルエンザという言い方と、それから A 型インフルエンザという言い方をしておりますけれども、A 型のインフルエンザは、現在、この小樽市では流行しているのでしょうか。

（保健所）犬塚主幹

市内におきまして、A 型インフルエンザについては、流行基準を過ぎ、現在、注意報レベルまで流行水準が上がってきておりまして、真冬並みの流行程度と断言していいかと思えます。

吹田委員

そうしますと、そういう注意報が出るような状況というのは、現在、A 型インフルエンザの患者は何人ぐらいいるのでしょうか。今、新型ということと言っている部分はありますけれども、一応、今は簡易検査で A 型と出ますと、新型のインフルエンザだと病院から言われるというふうな説明なのですけれども、この辺のところの振り分けはどうなっているのですか。

（保健所）犬塚主幹

現在、私どものほうで医療機関等から把握している A 型インフルエンザの患者ということで、市内のこれまでの累計で 311 人と把握しております。

A 型インフルエンザが新型か否かという問題につきましては、私どもの保健所で道立衛生研究所に依頼してその検査したほとんどが、新型インフルエンザだったという結果と、それから国立感染症研究所のほうで、自治体で検査した結果から、9割程度の者が新型患者だということを考え合わせますと、当然、我々がやっているのは一部の検査にすぎませんけれども、この夏に流行した状況、それからこれが局地的でなくて全国的に流行しているということを考えますと、多くの方が結局、免疫を持っていないということが考えられますから、これは季節性の A 型ではなくて、市内でもほとんどの方が新型インフルエンザに感染していると考えていいかと思えます。

吹田委員

今、具体例があるのですけれども、ある方は「A 型のインフルエンザで、新型ではない」というような感じのことを言いながら、実際の治療はどうなっているかわかりませんが、そういう形で対応されています。新型であれば新型なりの各関係のところに対応するのですけれども、その辺は、言い方で何か違うものになっているよう

な気がしています。今、新型インフルエンザになりますと、職業的に、強制的に休みをとらせるということもありますし、そういう面では、特に小さい子供や小学校に子供を持つ親など、この新型インフルエンザにかかった中で何か心配な部分について、保健所には相談というのはあるのですか。

（保健所）犬塚主幹

相談につきましては、私どもで設置しております発熱相談センターで、市民から広く受けておりまして、それに対応しているということでございます。その A 型と新型の区別につきましては、今、答弁させていただいたように、市民のほうには、A 型が流行していますけれども、これについては、基本的には新型と考えられますということで報道機関なり、それからホームページ、それからさまざまなそういったチラシを含めて啓発して、現在流行しているのが基本的に新型だということは情報提供しようと思っております。

吹田委員

ちょっと違う話なのですが、例えばこの季節性の A 型インフルエンザにつきましては、過去にはどの程度、小樽では流行したことがあったのか、そういうデータがあるのでしょうか。

（保健所）犬塚主幹

多い年と少ない年があるのですが、インフルエンザの発生状況の把握については、いわゆる感染症予防法により、市内の定点医療機関、インフルエンザであれば 7 医療機関がございまして、そこで毎週 1 回、インフルエンザの患者と診断された方を保健所に報告していただくことになっております。例年、季節性インフルエンザは 11 月から 3 月、4 月まで流行しておりますけれども、場合によっては多い年もあり、その 7 医療機関だけでその冬のシーズンの患者が、これまで平均でおおよそ 1,200 人から 1,300 人と報告されております。

吹田委員

その 7 機関でそれだけいるということですが、そうしますとおおむね全体数を推しはかりますと、どの程度になりますか。

（保健所）犬塚主幹

まず、7 定点医療機関で例えば仮に 1,300 人という平均をとったときに、インフルエンザの予防接種を行っている医療機関が、80 程度あります。したがって、10 倍としまして、1 万 3,000 人程度、おおよそ小樽市の人口の 10 パーセントと考えられますし、国のほうでも、基本的には季節性インフルエンザは 10 パーセントの発症率と言われておりますので、小樽市で推計しますと、季節性インフルエンザは 1 万 3,000 人程度と推測されるところでございます。

吹田委員

今、お話を聞きますと、A 型のインフルエンザとの判定が出た場合、我々はやはり新型であるという形でとらえることは十分問題がないということですね。

（保健所）犬塚主幹

現在の時点では、今の A 型インフルエンザと診断された患者については、新型とみなして問題ないかと思えます。

吹田委員

今はだれかがかかりますと医療機関で薬を処方され、そして自宅で療養するのだと思っているわけですが、今後は、政府が用意しています新型インフルエンザの予防ワクチンという問題があるのですけれども、今まで季節性のインフルエンザの予防ワクチンはどの程度の方が接種していたのかについてはいかがでしょうか。

（保健所）犬塚主幹

まず、季節性のワクチンについてのお尋ねでございますけれども、平成 20 年度の統計でございますと、小樽市内で、4 万 7,198 人が季節性インフルエンザのワクチンを接種しているところでございます。人口に換算しますと、34.4 パーセントということになります。ただ、予防接種法の中で、定期接種と定められている対象が、65 歳以上の高齢者等の方が対象となっておりますが、その 4 万 7,198 人のうち、その 65 歳以上の高齢者等の方が 2 万 1,473 人という

数字となっております。

吹田委員

それでは、そういう形で予防接種を今までされていたというのですけれども、今度、この新型インフルエンザの予防接種という問題なのですから、これについては、現在はどのようなスケジュールを考えていらっしゃいますか。

（保健所）犬塚主幹

まだ国のほうでは決定してございませんけれども、国のほうで示されている案ということで紹介させていただきますと、今、約5,400万人分のワクチン接種を予定しておりまして、早ければ10月の下旬から3月末までに接種をするスケジュールとなっております。

吹田委員

予防接種の数、現在、国が想定している形であれば、小樽市内に居住する方は、どの程度の人数がその対象になるのでしょうか。

（保健所）犬塚主幹

今、国で示している案から人口比で案分しますと、小樽では、優先接種対象者として1万7,361人が該当しまして、優先対象接種者以外でその他ということで、小中高生、それから65歳以上の高齢者がそのほかに5万5,241人、優先対象接種者とその他の方を合わせて、今の国の9月に示された案から推定しますと、小樽では7万2,602人が対象となるということが導き出されます。

吹田委員

それで、このインフルエンザについては、新型ということでやっているのですけれども、季節性のインフルエンザも当然、そういう予防接種があると思うのです。今までも、インフルエンザについては、かかって免疫があるのは、ある程度一定の期間しかないのだということを聞いていますので、毎年やるのなら、こうなると思うのですけれども、この季節性と、それからこの新型のインフルエンザの予防接種というのは、やるとしたら、どういうふうな、例えば一緒にできるとか又は期間をずらさなければならぬとか、新型を優先してやって、そして後で季節性をやるのか、こういうことというのは、どうなのでしょう。

（保健所）犬塚主幹

まず、季節性インフルエンザにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、その予防接種法の定期接種ということで、10月から本市でも季節性のインフルエンザワクチンの接種を開始する予定となっております。新型インフルエンザとの接種の間隔につきまして、いろいろと専門家のほうで意見があるようで、同時接種が望ましいという意見もあるようなのですが、国のほうとしてはこれまでどおり、いわゆる季節性インフルエンザと新型インフルエンザについては、どちらも不活化ワクチンという種類のものなのですが、これは接種する場合、最低6日間、接種間隔をあけるということになりますから、月曜日に打ったら、次の月曜日に打つというようなスケジュールで、それは新型インフルエンザを先にやって、季節性を後でやっても構いませんけれども、10月から季節性インフルエンザが始まるということを考えますと、一般的には先に季節性インフルエンザをやって、新型インフルエンザ予防接種が開始したときに打つということです。ただ、それがもし同時に打てるという状況になれば、6日間あけるというのが今、国のほうで案として示されようとしているところと聞いております。

吹田委員

それで、予防接種にかかわって、今、市民がよく言っているのは、新型インフルエンザにかかると、予防接種が要らないという話がされているのですけれども、この辺についてはどうなのでしょう。

（保健所）犬塚主幹

基本的に、今、委員がおっしゃったとおり、新型インフルエンザにかかった場合については、しばらくインフル

エンザのウイルスが変異しない限り、当然、免疫がついておりますので、そういったことを考えれば、接種対象にはちょっとどうかという部分はありますが、そういうところを含めて、まだ国のほうで具体的な案が示されておられませんので、今後、国の動向を見ながら、本市としても対応してまいりたいと思っております。

吹田委員

そういうことで、今、国のほうで考えている優先順位という形で今おっしゃいましたけれども、これはあくまでも予防接種は自己申告ということになるのでしょうか。それとも、ある部分は必ずやっていただくように行政的な形で動くのかどうか、この辺についてはいかがでしょうか。

（保健所）犬塚主幹

現在、先ほど説明したとおり65歳以上とか子供については予防接種法で定める定期接種というような方向では、考えていないようなのです。その辺も具体的に示されておられませんので、まだ詳しいことはわかりませんが、基本的には任意接種で、接種費用も自己負担という形で、国のほうで案として示しており、いわゆる強制ではなくて、あくまでも任意接種、本人の希望によって打つということが考えられます。

吹田委員

接種費用についても、お話が出ておりましたけれども、それから費用的なものが、少し下がりましたというお話もまだ聞いていないのですけれども、この辺につきましては、市民にはいろいろな生活の状況の方がいますので、そういう面では予防接種をできないような方もいらっしゃると思うのですけれども、この辺について、市のほうでは対策を考えているのでしょうか。

（保健所）犬塚主幹

報道によりますと、今回の新型インフルエンザワクチンにつきましては、国のほうといたしまして、低所得者に対して補助するということを考えているようです。季節性インフルエンザと同じように、生活保護世帯、それから市民税非課税といった世帯の方を対象に、一部補助するというような案が出されるということが報道されておりますので、今後そういった、国が発表するものを見まして、本市でどういった対応をするかということを検討したいと考えております。

吹田委員

どちらにしましても、この予防接種については、通常は一つのをやればそれでよかったのですけれども、今回は新型とそれから季節性と二つになりますから、いわゆる費用が倍かかるわけです。この辺を考えると、やはり皆さんがきちんとできるような体制となるよう、そういう負担も含めてしっかりした検討が必要かと思うのですけれども、その辺につきましては、保健所の考えをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

保健所長

今、主幹が答弁をしたように、国としましても、この新型インフルエンザのワクチンについて、どのような接種の仕方をしたらいいかということ、今最後の大詰めを検討に入っているところでございますので、それをきちんと踏まえた上で実施していきたいというのが、まず一つの大きな方針でございます。私どもとしてどのようなことができるか、最大限やってまいりたいというふうに思っています。

吹田委員

この辺については、これからでございますから、よろしくお願ひしたいと思います。

中心市街地の空き家解体について

続きまして、中心市街地の空き家対策について、本会議で質問させていただいたのですけれども、私はこの空き家対策として老朽空き家を解体して更地にするということについては、市が助成することでそういう仕事が発生するであろうことを考えて、今回、提案してみたのです。一つには、今回のそういう緊急雇用対策などに必要で、お金を差し上げて何かをやった、それは基本的には100パーセントを出して、それで物を動かすという感じです。これ

は方法としてはいいかと思うのですけれども、全体費用のある一部を負担したら、その全体費用のお金が動く、経済が動くという形の方法も、私は一つの経済対策かと思っています。

先日、他の会派の委員からも空き家をリフォームして活用する方策について、御質問がありましたが、私が本会議で質問したようにこうした取組を行う場合、例えば道路整備のようにすべて税金を投入して行うという必要はありません。その場合、行政が解体費用の一部を負担することで空き家の解体が促進し、業者にとっても活性化が期待できるため、とても大事な取組になると思います。私はこのような空き家対策を提案しているのですが、これらに対する助成制度についてお聞きしていると、あくまでも個人の財産であり、所有者の責任で解体すべきものとの御答弁ですが、私が考える「仕事をつくる」という部分では、業者に依頼することで空き地の有効利用が期待でき、経済活動が促進する。そういう税金の使い方をして、市の助成を活用して、そして業者の仕事が増えるという、それであれば例えば解体費用の10パーセントぐらいを市で助成すれば、それで仕事をできるのでしたら、非常に私は効率的なものかと思っています。この辺につきまして、私はこれからいろいろなものをやる上において、今は大変な難しいときですから、期間を決めてやるとかというのがあっていいと思うのですけれども、そういうような考え方というのはできないのか、いかがでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

解体の助成につきまして、民間のお金を活用して雇用も創出する、そうした経済効果について、今、委員のほうからお話がありましたけれども、空き家対策そのもの自体ということにつきまして、市としても、防犯ですとか防災上の観点から、各部が連携していろいろな対策をとってきておりますし、例えば昨年度と今年度の2か年で市内の空き家調査をしてございますし、また、消防や警察のほうで市内のパトロールも行う、さらには崩壊危険家屋については、その所有者に対して適正な管理を指導するというようなことも、今まで従来からずっと空き家対策については行ってきているということでございます。

基本的に税金の使い方につきましては、それぞれの政策目的といいましょうか、政策の実現のために税金を使うところで、必要なところに予算を計上しているわけでございますので、今回の空き家につきましては、市長も代表質問で答弁しておりましたけれども、あくまで所有者みずからの責任において対応すべきものというふうにご考えてございます。

吹田委員

これから、税金を使っているいろいろな事業をされるのですけれども、やはりそれが効率的に使われて、それが事業として、例えば民間では何でも一つの商売ですから、商売の中でお金が動くのだということはすごく大きなことだと思いますので、この辺については、今の御答弁は私にしてはもうちょっと進んでもらってもよかったと思うのですけれども、これについてはそういう課題をそちらのほうに投げかけておきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

全国学力・学習状況調査の結果について

続きまして、小樽の小中学校の学力は大変低いところにあるのだということで、ほかの会派からも御質問がありました。これについて、一応、私のほうは、全体の質問の中で、全国学力・学習状況調査の結果の公表についても、どれくらいかという形で聞いたのですけれども、こういう調査は序列化や過度の競争が生じるおそれがありますということ御答弁いただきました。問題は、これは、国や道の実施要領で示されていると言っているのですけれども、国はこういう市町村に対して、上意下達方式な言い方をしているというような感じがしているのですけれども、これについて結果を公開してはだめだという感じの言い方をされているのでしょうか。

（教育）指導室主幹

本調査は、子供たちの学力や学習状況を把握し、教育活動や学習状況の改善に役立てるとというのが目的となっております。子供たちの学力向上については、非常に大切なことですが、これが一般に公開されるということになる

と、序列化や過度の競争が生じるおそれ、それによって保護者の理解を得られなくなるという、正確な情報が得られない可能性が高くなり、このことによって調査の適正な遂行に支障を及ぼすというおそれがあります。このことについて、文部科学省、北海道教育委員会から、公表しないようにということで通知がございましたので、それに基づいて取り扱ってございます。

吹田委員

この通知ということですが、公表をした場合、どのようなことがあるのかと思いますけれども、文部科学省とか道教委から何か来るのでしょうか。

（教育）指導室長

この調査に参加するに当たっては、実施要領に基づいて、どのようなことで行うのかということを経済委員会の中で話をされて、それでその内容をよく理解をされて実施するということが参加ということになっております。それで、公表したからどうかということにつきましては、実施要領のとおり進めようという考えでして、とりわけ何かあるのかということについては、私どもは承知しておりません。

吹田委員

この実施要領については、全国津々浦々に配ったと思うのです。ただ、それでも調査結果の公表をしているところも何か所かありますね。この辺について、やはり序列化とか過度の競争というのは、それは私にすれば、上のほうの方々は過度の競争になります。1位と2位だったら、絶対に1位になりたいとか、ありますけれども、こういうふうが一番の下の人たちが過度の競争になるなんていうことは、考えられることではないです。大変失礼なのですが、公表したら本当にこれが過度の競争になるのですかと、その辺の教育委員会としての御見解をお願いします。

教育長

過度の競争うんぬんというのは、文部科学省で盛んに文章化してございますけれども、よく考えていただければと思うのですが、子供の過度の競争もさることながら、大人社会におきまして、やはり我が子又は自分の学校の子供、そういう思いがありまして、過度の競争という言葉を使っているものと思っております。ですから、子供同士のそういう過度の競争以外に大人もあって、やはり私は教育現場においてそういう競争があったら、いい面の競争と、またこういう数字になって表れる競争があると思うのですが、今の段階では、やはりこれまで3年間続いてきたのですが、途中で開示だとかいろいろありましたら、それはやめさせていただくという都道府県があったらということで、文部科学省は配慮する意味でそういう表現をされたのではないかというふうには思っております。

吹田委員

私は、この公開することによって、確かにこれ市内の小学校、中学校で順位が出ますと、何でこの学校がそんなにレベルが低いのか、現在もある部分ではそういう情報化がされているのは間違いないのです。あそこの学校のほうがいい、保護者でもそう言っていました。だから、そういう面では、やはりどこの学校で一生懸命教えてくれるのか、それからどこの学校の教員が一生懸命やってくれているのかということも、校長を含めて指導者がしっかりしているというような言い方をされています。これもありますから、私はそういう面では、今こういう状況をどうやって展開させるか。これはやはり真剣に考えてもらわなければならないと思っています。

先日の私の質問の中で、学校現場の校長とか一般の教員が、どんな形でこの結果をとらえていらっしゃるのかということでお聞きしたのですけれども、それについては正確な御答弁がなかったのです。私などは、失礼ですが、ここにはいませんが、校長に来てもらって質問したいぐらいなのです。これについては、難しい問題があるのですけれども、この辺のことについて、やはりもう少し現場ではこの問題についてどうとらえているかということ、私はそちらで押さえていらっしゃるのかどうか聞きたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（教育）指導室主幹

それぞれの学校では、この調査に基づいた結果を分析して、それぞれ学校によって状況は異なるというのがありますけれども、本調査の結果を踏まえて自校の改善プラン、これはホームページのほうに掲載させていただいておりますけれども、それを示しながら、それに基づいた取組を行っているところです。その成果と課題についても、私どものほうに提出していただいておりますし、学校ではしっかりとそれを受け止めて取組をしているものと考えております。

吹田委員

ものごとを人間がやると、やはりそこは、自分がどう反省したかが勝負です。具体的な事例を出して分析し、自分たちの責任でこうなったのかということ、小中学校の現場の校長、一般の教員にしっかりとらえてもらわないと、はっきり言いまして、無理だと思うのです。だから、私は、現場は何を反省したのかと、逆に言いまして、何を考えたのかということを知りたいというのが現実にあります。今、やっていることをなかなか拝見していないので、私はこの辺のところについて、やはりこれからも、全国学力・学習状況調査を今の内容で行うことが少しクエスチョンマークだという思いがあるのです。やはりこれについては、小樽から日本じゅうに又は世界に出られる方というのはたくさんいるわけですから、そこでしっかりした学力も、学問を身につけてもらって、それは絶対皆様方の仕事でございますので、この辺について、これからどのような取組をされるのか、最後にお聞きしたいと思っております。

教育長

今、吹田委員が後段におっしゃったことは、全くそのとおりだと私も感じております。ただ、平成18年から3年間、あおばとプランというのをつくって実施してまいりました。それ以前の17年に、子供たちの実態をぜひ知りたいという、そしてそれを補うためにいろいろなことをサポートしていきたいということを踏まえまして、18年、19年、20年とあおばとプランを進めてまいりました。その後、さらにその反省の上に立って、第2次の新しい学校教育推進計画ができたのですが、その骨格はやはり夢と希望を持たず小樽の子供たち、そういうのを大きな基本理念として進めているものでございまして、もしその計画がずれるようなことがあったら、恐らく今、心配されている、危ぐされているような結果になるのではないかと思うので、41校すべての学校で、ともかく第2次の計画を着実に進めようということで努力していただいておりますので、私はそのことで、その成果がやはり2年後、3年後に子供たちの結果として出てくるのではないかと考えているところでございます。

吹田委員

今、教育長から、力強い言葉をいただいたので、私はこの学力テストが続いていたら、5年後には中くらいになるのかと、期待したいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

指名競争入札参加資格者登録について

次に、指名登録業者の制度というのが小樽市にはあるのですけれども、この制度はどのような形の内容になっているのですか。

（財政）契約管財課長

指名競争入札の参加資格者を登録するもので、2年に一度、業者に必要な資料を提出していただいて、それを基に市の名簿に登載をするということになっています。

吹田委員

その登録の、実際的には事務的な部分について、どのような形のことをして、登録業者はどのような書類を用意していかなければならないかということについては、これはいかがでしょうか。

（財政）契約管財課長

指名競争入札参加資格者の登録申請の段階で、提出していただく書類ということでございますけれども、これに

については、小樽市指名競争入札参加資格者名簿登録規則に定められております。具体的には、まず、建設工事の登録では、一つ目に経営事項審査結果通知書、二つ目に建設業の許可通知書、三つ目に技術者名簿、四つ目に登記簿謄本、五つ目に工事経歴書、六つ目に建設業退職金共済事業の加入・履行証明書、七つ目に小樽市税に滞納のないことの証明書などの書類を提出していただいております。

また、物品の登録につきましては、一つ目に使用印鑑届、二つ目に登記簿謄本、三つ目に営業年数を確認できる書類、四つ目に決算報告書、五つ目に営業経歴書、六つ目に営業許可書、七つ目に小樽市税に滞納のないことの証明書などの書類を提出していただいております。

これらを提出していただいた後、内容の審査を行い、工事、物品、それぞれの名簿に登載をしていくということでございます。

吹田委員

その登録者は2年に一度ということなのですが、今年はそういうのをやっていないのですか。

（財政）契約管財課長

規則では、原則として2年に一度なのですが、中間の受付というのを、工事の場合は1年単位でやっております。物品については、その間もう一度追加してやっております。

吹田委員

ここ最近のこの登録業者数というのは、増えているのか、減っているのかということを知りたいのですが、この辺の動向についてお聞きしたいと思います。

（財政）契約管財課長

市内、道内、道外合わせてですが、平成21年度・22年度の工事の登録者数が913件、設計等につきましては355件、合計で1,268件でございます。物品につきましては1,184件です。

実際にこれを前回の平成19年度・20年度の申請と比較しますと、工事のほうで119件ほど減ってございます。物品につきましても、38件ほど減ってございます。

吹田委員

今回、これだけの件数が減ったということなのですが、ここずっと数年長く見ますと、その変化というのはどうでしょうか。ここ最近この減り方というのが増えているのか、それともあまり変わらず毎回そのくらいの数が減っているのか。

（財政）契約管財課長

件数の推移でございますけれども、先ほど申し上げました平成19年度・20年度、これ以前の17年度・18年度の時点から比較しますと、19年度・20年度は減っておりますし、19年度・20年度から比較して21年度・22年度は減ってきております。全体的には減ってきているという傾向でございます。

吹田委員

この指名登録業者になるというのは、ランクがあると思いますけれども、やはりこういう手続にも大変窮するような零細企業もたくさんあるということで、何かお聞きしますと、決算報告書となりますと、そういう零細企業の方々というのは、当然、別の方に頼んでつくらなければならない、そうするとそういう費用のねん出も大変で、そんなに仕事がないというような状況にあるのです。この辺の登録の手続のものについて、今は一律にやっていらっしゃるのか、それともそういう小さな業者については、特別こういうものは要らないとかとやっていらっしゃるのか、こういう問題についてはいかがでしょうか。

（財政）契約管財課長

登録申請時に提出をしていただく書類については、一律でございます。

吹田委員

この辺について、特に小樽市内の業者の方々というのはだんだん規模が小さくなってきているという感じでございますから、こういうものについて、大きな規模の業者については、絶対的な部分が必要ですが、例えば非常に小さな仕事をするような業者については、今までずっとそれは仕事をしてきたと思うので、そういうものについてもう少し簡易なもので、きちんとした審査をできるような制度が考えられないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

（財政）契約管財課長

確かに小規模の業者にとっては、登録申請の手続が負担になっているという部分もあるかと思いますが、現在、提出をしていただいている書類については、市が建設工事の発注や物品の購入に当たって、その契約の相手方となる企業などの許可の状況ですとか、あるいはその実績などを 2 年ごとに確認するために必要でございますので、今のところ、提出書類などを含めて、手続について簡略化するという事は考えてございません。

吹田委員

私としては、小規模の業者でも商売がきちんとできるような、またそれを特に行政の側が見守っていただくような、そういうことも必要だと思っていて、そういうものについては負担のかからないような形でできるような制度を、これから御検討いただけないのかと思っているのですが、これは大変難しい話なのですが、この辺について、全く検討はしないのか、それとも少しでも前に進むようなことを考えられるのかどうかということについては、いかがでしょうか。

（財政）契約管財課長

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、市の発注する工事などが安全かつ確実に実施されるために、契約の相手方となる企業などの資力や信用を担保する意味でも、現在の提出書類を含めた手続は必要と考えてございます。ただ、細かい部分で改善といいますか、見直しをしていくことはできるかもしれませんが、基本的に確認すべきものは確認をしていくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

吹田委員

どちらにしましても、小樽市内にはさまざまな方が住んでいて、こういう公務員的な仕事をしている方もいらっしゃるし、民間で小さくても一生懸命仕事をされるということもありますので、やはり全体としてこの小樽のまちをつくっていくわけですから、そういう面ではできるところを積極的に考えていただいて、そういう難しいところについても、常に行政側ができることということをやはり踏まえてやるのが大事だと思いますから、この辺について、今後のそういう行政の進め方について、そういうふうに考えられるかどうかということをお伺いします。

財政部長

具体的にお困りの業者もあってのお話かとは思いますが、一定程度私ども、公共工事というものを受注していただくという観点からしますと、やはりどの方に対しましても、そういうきちんと要件に沿った、合った業者ですということを私どもは確認していますので、そういう意味から言いますと、答弁させていただいておりますように、私どもとしては最低限の書類を提出していただいていると考えておりまして、この部分についてはお願いしたいと思います。お話にありましたように、御相談をいただければ、その書類の内容等についてはアドバイスといったことはできるかと思っております。その辺の要項、要領等につきましては、当面守っていくべきものと思っております。

吹田委員

よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。